# 令 和 ４ 年 度 第 ４ 回

# 野田市情報公開・個人情報保護審査会会議次第

日　時　令和４年１０月　４日（火）
午後３時から
場　所　市役所　低層棟４階　委員会室

１　諮問事項

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度等の見直しについて（公開）

２　個人情報取扱事務について（公開）

報告事項

⑴　予防接種法に基づく新型コロナウイルスワクチン接種に関する事務の変更について（新型コロナウイルスワクチン接種対策室）

⑵　市営住宅の管理に関する事務の変更及び事務の委託に係る個人情報保護措置について（営繕課）

⑶　住民基本台帳事務におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者保護の支援措置事務の変更について（市民課）

⑷　固定資産税・都市計画税賦課事務の変更について（課税課）

※　⑶及び⑷については、一括して報告を受ける。

⑸　新規就農者育成総合対策（経営開始資金）事務の開始について（農政課）

⑹　野田市肥料価格高騰対策事業に関する事務の開始について（農政課）

⑺　野田市飼料価格高騰対策事業に関する事務の開始について（農政課）

※　⑹及び⑺については、一括して報告を受ける。

⑻　新型コロナウイルス感染症検査キット配付・陽性者登録センターに関する事務の開始及び事務の委託に係る個人情報保護措置について（保健センター）

⑼　住民監査請求に基づく監査に関する事務の変更について（監査委員事務局）

⑽　財政援助団体等に対する監査に関する事務の変更について（監査委員事務局）

※　⑼及び⑽については、一括して報告を受ける。

課題整理票②

## 個人情報ファイル簿・個人情報取扱事務登録簿に関する運用について（現行条例第６条）

### １　結論

改正法施行後も個人情報取扱事務登録簿を作成し、公表し、野田市情報公開・個人情報保護審査会に対して報告する仕組みを残す。かつ、法で定められた最低限の個人情報ファイル簿を作成する。

【個人情報保護法施行条例案】

（登録簿）

第〇条　市の機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、規則で定める事項を記載した帳簿（以下「登録簿」という。）を備え付けなければならない。

２　市の機関は、個人情報取扱事務（規則で定める事務を除く。）を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

３　市の機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、登録簿への登録を廃止しなければならない。

４　市の機関は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

５　市の機関は、登録簿の記載事項について、野田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成２３年野田市条例第１号）に規定する野田市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に報告~~するものとする。この場合において、審査会は、市の機関に対~~し、当該報告に係る事項について意見を求めることができる。

### ２　具体的な内容

個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）は、現行条例第６条に規定されているもので、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときに届

出担当課が届け出て、届け出た登録簿を届出担当課ごとにホームページ等で公表しているものである。登録簿は、事務の目的ごとに届け出ることとしており、収集する個人情報が１件でも、仮に容易に検索ができるようになっていなくても、市がどのような目的でどのような個人情報を収集し、どのように利用しているかを市民に公表し、市民が自己の個人情報の開示を請求し、訂正を請求し、又は利用の停止を請求するために必要な情報として提供しているものである。この登録簿があることにより、市の職員も、目的等を意識して個人情報を扱うことができるものとなっている。

改正法には登録簿と同一の制度はないが、法第７５条第１項から第４項までの規定により、「個人情報ファイル簿」の作成・公表が義務付けられている。

「個人情報ファイル簿」の作成については、市が「個人情報ファイル」を保有するに至ったときは、「個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない」とされている。「個人情報ファイル」とは、「保有個人情報を含む情報の集合物であって次に掲げるものをいう。（１）一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（２）前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの」とされている。「体系的に構成したもの」に限られているのは、漏えいした際のリスクがより高いという理由からである。

現行条例の登録簿相当のものについては、法第７５条第５項の規定により、「条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない」とされている。登録簿は、市民目線で必要な情報提供であり、市内部での個人情報の取扱いを管理するためにも役立っていること、及び改正法第８２条第１項の規定により、保有個人情報の開示を行う場合に開示請求者に対して利用目的について通知しなければならないことから、利用目的は、適切に整理・管理する必要があるため、市では登録簿の作成、公表を維持することとしたいと考えている。

課題整理票③

## 要配慮個人情報の収集制限について（現行条例第７条第２項及び第４項）

### １　結論

要配慮個人情報の収集を制限する規定は、設けられない。

そもそも、健康情報や障がい情報については、市にとって、特に保健センターや障がい者支援課などの所属にあっては、それらの情報を取り扱わなければ該当者を支援するという事務の目的が果たせないものであり、こうした所属であっても、法令等に根拠がなければ野田市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いてからでないと取り扱うことができない現在の収集制限は、実態にそぐわない規定になっている。

収集制限を設けることができないが、法（施行令及び規則を含む。）においては、要配慮個人情報について、その情報の性格に照らして、法第６８条に基づく漏えい等の報告及び本人への通知並びに法第７５条に基づく個人情報ファイル簿の記載について規定が設けられており、これらの規定に従った取扱いが地方公共団体の機関には義務付けられている。

また、収集制限を置くことができないため、当然、現行条例第７条第４項のような野田市情報公開・個人情報保護審査会への諮問規定を置くことはできない。

審査会には、課題整理票②のとおり、個人情報取扱事務登録簿の登録、変更の際に報告することができることとし、登録した事務が要配慮個人情報を取り扱うことについての意見を聴取する等の関わりを求めるものとする。

### ２　具体的な内容

現行条例では、要配慮個人情報は原則として収集してはならないこととしている。そして、法令等の定めがある場合を除き、収集する際にはあらかじめ審査会の意見を聴かなければならないこととしている。

改正法では、行政機関等による要配慮個人情報の収集を制限する規定は特段設けられていない。

個人情報の保護に関する法律についてのＱ＆Ａ（行政機関等編）Ａ３－２－１では、「要配慮個人情報の取得制限を法施行条例で規定することは認められ」ないとある。一方、「安全管理措置の内容は、保有個人情報の漏えい等が生じた場合本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、保有個人情報の取扱い状況（取り扱う保有個人情報の性質及び量を含む。）等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容とする必要があり、行政機関内部における安全管理体制の構築に当たって、取り扱う保有個人情報が要配慮個人情報に当たることを勘案することは考えられ」る、としている。

課題整理票④

# 個人情報の本人以外からの収集制限について（現行条例第７条第３項及び第４項）

## １　結論

本人からの直接取得に限定する規定は設けられない。

また、本人からの直接取得に限定する規定を設けることができないため、当然、現行条例第７条第４項の野田市情報公開・個人情報保護審査会への諮問規定を置くことはできない。

審査会には、課題整理票②のとおり、個人情報取扱事務登録簿の登録、変更の際に報告することができることとし、登録した事務が本人以外から個人情報を収集することについての意見を聴取する等の関わりを求めるものとする。

## ２　具体的な内容

現行条例では、個人情報は原則本人から収集しなければならないとしている。「本人」というのは、「個人情報によって識別される特定の個人」であるから、収集元が家族であっても、それは厳密に言うと「本人以外からの収集」に当たるため原則禁止されており、法令等の根拠や本人同意があるかなど、条例第７条第３項各号の理由があるかを確認する必要があり、各号の理由がなければ、野田市情報公開・個人情報保護審査会の意見をあらかじめ聴いてからでないと収集できない規定になっていた。

このため、例えば「同居の家族の状況」を記載した何らかの申請書の提出を受ける際、提出者以外の個人情報の収集について支障があった。わざわざ本人同意があることを確認したり、あるいは当然に本人同意があるものと推定するなど無理に個人情報保護条例の規定を遵守しようとすることで支障が生じる場合もあった。

また、別の例では、市において、委員、講師、指導者、助言者等の選任を行うに当たり、関係団体から候補者を推薦していただくため、候補者に関する個人情報を収集する必要があるときも同様、本人同意を得てから推薦を頂くよう

にしていたが、このやり方では本人に事前に期待感を抱かせることにより対象外となった場合の不信感につながるなど、事務の円滑な実施を困難にするおそれがあった。

一方、改正法適用後は、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の１１で、「個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないもの（例：オンライン結合に特別の制限を設ける規定、個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定）について、条例で独自の規定を定めることは許容されない。」と記載されている。

国としては、法第６１条第１項で「行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない」とし、第６４条で「偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない」と規定していることにより、個人情報保護の水準を保つことができるという考えである。

以上のことから、本人からの直接取得に限定する規定は設けられないとのガイドラインの記載に則り、当該規定は設けないものとする。

課題整理票⑤

# 目的外利用・提供の制限について（現行条例第９条）

## １　結論

法令に根拠がなく、又は本人同意がない場合の本人以外への目的外利用・提供については、法令以外の出版、報道等により公にされているとき及び個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認めるときを除き、市の各機関が判断に迷うときは、事前に野田市情報公開・個人情報保護審査会にアドバイスを求め、目的外利用・提供を市の各機関が判断するものとする。

## ２　具体的な内容

改正法の適用後、現行条例第９条の規定に相当する規定は、改正法第６９条に規定される。

両者の規定の違いは、第一に、現行条例では「出版、報道等により公にされているとき」（１項３号）及び「個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認めるとき」（１項４号）が目的外利用・提供の制限が解除される場合として明記されていたが、改正法ではこうしたときが具体的な例示にはなく、「（利用や提供について）相当の理由があるとき」に当てはまるかどうかを毎回市の機関が判断することとされていることである。

第二に、現行条例では、「実施機関が公益上特に必要があると認めるとき」（１項５号）であって「あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない」（３項）の規定に基づき意見を聴いたときが目的外利用・提供の制限が解除される場合として明記されていたが、改正法では「（利用や提供について）相当の理由があるとき」に当てはまるかどうかを毎回市の機関が判断することとされていることである。

現行条例では「実施機関が公益上特に必要があると認めるとき」には「審査会の意見を聴かなければならない」と、規定上では意見に従うことが義務ではなかったが、実施機関は審査会の意見を尊重して判断してきた。

この点、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」９－４では、「個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない。令和３年改正法では、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立の要請を踏まえて、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律を適用して解釈を委員会が一元的に担う仕組みが確立されたところ、地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という令和３年改正法の趣旨に反するものである。」と国の考えが記載されている。なおこのガイドラインには「本ガイドラインの中で、『しなければならない』及び『してはならない』と記述している事項については、これらに従わなかった場合、法違反と判断される可能性がある。」とされている。

このため、新条例には、野田市情報公開・個人情報保護審査会への意見聴取を必ず実施する旨の規定は置くことができず、「条例以外の規則や規程などにより規定する場合であっても、個別の案件の処理に関して審議会等への報告や意見聴取を要件化するようなものは、個別案件における個人情報の取扱いについて、類型的に審議会等への諮問を行うものに類するものとして、許容されません。」との見解も示されている。

このため、市としては、条例等に規定を置かず、目的外利用・提供に相当の理由があるか、特別の理由があるかを判断するための判断材料として、審査会に対し、要件としてではなく、適宜アドバイスを求めていく。

また、審査会の自発的な調査による意見を判断の参考にすることは妨げられないと考えられるため、必要に応じて審査会に御意見を頂くなど最大限活用していくものとする。（この場合の根拠は、「個人情報保護制度その他個人情報保護に関する重要な事項について実施機関に意見を述べること」を審査会の所掌事務としている野田市情報公開・個人情報保護審査会条例第３条第４号に求める。）

（参考）改正法第６９条

（利用及び提供の制限）

第六十九条　行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

２　前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一　本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二　行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三　他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四　前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

３　前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

４　行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部に

おける利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

課題整理票⑧

# 情報公開条例における審理員手続の適用除外について

## １　結論

個人情報保護法に基づく個人情報開示等決定に対する審査請求の際の手続と合わせるため、野田市情報公開条例に基づく行政文書開示等決定に対する審査請求においても、審理員による審理手続の適用除外の規定を設ける。

## ２　内容

審査請求に関する一般法である行政不服審査法では、平成２８年の改正に伴い、審査請求の審理手続を担当する審理員の制度が導入された。

野田市においては法律に特別の規定がない限り、全面的にその制度を取り入れていたが、一方で、国や多くの他団体では、情報公開及び個人情報保護の分野では、かねてから野田市でいう情報公開・個人情報保護審査会のような専門性の高い附属機関により不服申立ての処理が行われてきた経緯から、審理員制度を適用しないこととしていた。

また、多くの他団体におけるそのような経緯から、今回、個人情報保護法の適用に伴い、各地方公共団体の機関における個人情報保護制度上の開示請求、訂正請求、利用停止請求に係る決定等に対する審査請求に関して、審理員による審理手続が除外されることとなっている。

国の説明によると、「いわゆるインカメラ審理（対象となる文書等の提出を求めること）及びヴォーン・インデックス（対象なる文書等に記録されている情報の内容を分類・整理した資料の提出を求めること）により、情報公開・個人情報保護審査会が直接に争点となっている保有個人情報を見分し、開示可否を判断するものであり、審査請求人が開示を求める理由・背景とは直接に関係なく、当該保有個人情報が開示できるか否かを客観的に決定するものであるため、審理員を指名して審理関係人から意見を聴取等する現実的必要性は認められない。また、情報公開・個人情報保護審査会が必要と認める場合に、意見の聴取等を行うことは可能であり、審理員による審理を経ないで直ちに情報公開

・個人情報保護審査会に諮問する方が、審理の迅速化につながり、争訟経済の観点からも適切である。」とのことである。

野田市では、制度の始まった平成２８年度からこれまで、情報公開・個人情報保護制度に係る審査請求案件のうち１０件（情報公開制度９件、個人情報保護制度１件）において審理員手続を終結させたが、その手続の期間については、２か月が１件、２か月半が２件、３か月が３件、４か月が１件、６か月が２件となっており、１０件の平均は、３．２か月である。しかし、この後審査会に諮問され、答申を得るまでに審理員手続と同様の手続があり、これに概ね３か月から６か月程度掛かる状況を踏まえると、手続の迅速化を実現するためには審理員手続の除外は必要なことであり、情報公開条例に基づく決定に対する審査請求についても同様である。

No.4-3

# 野田市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）に対する

# パブリック・コメント手続を実施します。

## １　意見を募集する趣旨

個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律のほか、規律対象により別個に法令等が定められていたところ、令和３年５月１９日公布のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により個人情報の保護に関する法律が改正され、改正法により全ての規律対象が一律に規律されることとなり、地方自治体にも令和５年４月１日から適用されます。

これを受けて、野田市個人情報保護条例を廃止し、野田市個人情報の保護に関する法律施行条例を新規制定する必要があります。条例案を含む個人情報保護制度等の運用について、野田市情報公開・個人情報保護審査会条例第３条第３号の規定に基づき、令和４年８月２２日に野田市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、同審査会の意見を反映して本件の案を作成しました（会議資料及び会議録については、市役所１階行政資料コーナー及びいちいのホール１階行政資料コーナー並びに市ホームページ内「審議会等開催のお知らせと会議録・会議資料」において御覧になることができます。）。

この度、野田市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）がまとまりましたので、お知らせするとともに、皆さんから広く御意見、御提案を頂きたく、次の方法でパブリック・コメント手続を実施します。

なお、野田市個人情報保護条例においては、市議会を実施機関の一つとしていましたが、個人情報の保護に関する法律では、議会が規律対象から除かれていることから、別途「野田市議会の個人情報の保護に関する条例」を制定する必要があります。市議会において、野田市個人情報の保護に関する法律施行条例も参考に作成した条例案を参考資料としていますので、併せて御参照ください。

## ２　パブリック・コメント手続の実施根拠

野田市パブリック・コメント手続条例第３条第３号

「市の基本的な方針等を定める条例の制定又は改廃に係る案の策定」

## ３　意見を募集する政策等の案及び参考資料

①　政策等の案

◆　野田市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）

②　参考資料

◆　野田市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）の概要について

◆　野田市情報公開条例の一部改正案新旧対照表

◆　野田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正案新旧対照表

◆　野田市議会の個人情報の保護に関する条例（案）

## ４　政策等の案の入手方法

◆　市ホームページ内　「パブリック・コメント」からダウンロード

◆　文書閲覧

・市役所３階総務課
・市役所１階行政資料コーナー
・いちいのホール１階行政資料コーナー
・各公民館（中央、東部、南部梅郷、北部、川間、福田、関宿中央、関宿、二川、木間ケ瀬）
・各図書館（興風、南、北、せきやど）
・生涯学習センター

## ５　意見の募集期間

令和４年１０月１２日（水曜日）から令和４年１１月１０日（木曜日）まで

## ６　意見を提出できる方

市内に住所を有する方、市内に事務所又は事業所を有する方、市内に通勤又は通学している方、「野田市個人情報の保護に関する法律施行条例」に利害関係を有する方

## ７　意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

| | |
|---|---|
| ◇郵送の場合 | 〒278-8550　野田市鶴奉７番地の１<br>野田市役所総務部総務課　宛て<br>※１１月１０日の消印有効（募集期間最終日） |
| ◇持参の場合 | ○市役所３階総務課<br>（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）<br>受付時間：午前８時30分から午後５時15分まで<br>◇意見投函箱<br>○市役所１階総合案内<br>○いちいのホール１階関宿支所<br>（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）<br>受付時間：午前８時30分から午後５時15分まで<br>○各公民館、各図書館、生涯学習センター<br>（休館日を除く。）<br>受付時間：各施設とも開館時間内 |
| ◇ファクシミリの場合 | FAX番号　04-7122-1557 |
| ◇電子メールの場合 | 市ホームページから送信できます。 |
| ◇ちば電子申請サービスの場合 | ちば電子申請サービスから提出できます。<br>市ホームページ内のオンラインサービス「ちば電子申請サービスについて」をご確認ください。 |

## ８　意見を提出する書式について

意見提出用紙を用意しておりますのでご利用ください。

なお、野田市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）に対する意見と書いて、住所、氏名（法人その他の団体にあっては、所在地、団体名及び代表者氏名）、ご意見等が明記されたものであれば任意様式でも構いません。

## ９　意見の取扱い

提出されたご意見の概要やご意見に対する市の考え方などは、住所、氏名など個人情報を除いて市ホームページで公表する予定です。

ただし、募集の趣旨と直接関係のないご意見等については、パブリック・コメント手続の意見として取り扱いません。また、ご意見を頂いた方への回答は行いませんのであらかじめご承知おきください。

## 10　問合せ先

総務部 総務課

電話　04－7123－1071（直通）

野田市条例第　　号

# 野田市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）

（趣旨）

第１条　この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条　この条例における用語の意義は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成１５年政令第５０７号）の例による。

（自己情報コントロール権の尊重）

第３条　市の機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び消防長をいう。以下同じ。）は、市民の自己情報コントロール権を尊重するよう努めなければならない。

（登録簿）

第４条　市の機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、規則で定める事項を記載した帳簿（以下「登録簿」という。）を備え付けなければならない。

２　市の機関は、個人情報取扱事務（規則で定める事務を除く。）を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

３　市の機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、登録簿への登録を廃止しなければならない。

４　市の機関は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

５　市の機関は、登録簿の記載事項について、野田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成２３年野田市条例第１号）に規定する野田市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に報告し、当該報告に係る事項について意見を求めることができる。

（開示請求に係る手数料）

第５条　法第８９条第２項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

２　法第８７条第１項の規定により写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（開示の手続に関する事項）

第６条　法第８７条第１項に規定する行政機関等が定める方法は、当該保有個人情報に係る部分の閲覧、写しの交付又は視聴とする。

２　開示決定に基づき保有個人情報が記録された文書若しくは図画の閲覧又は保有個人情報が記録された電磁的記録の閲覧若しくは視聴をする者は、当該文書、図画又は電磁的記録を丁寧に取り扱い、汚損、破損、加筆等の行為をしてはならない。

３　市の機関は、開示決定に基づき保有個人情報が記録された文書若しくは図画の閲覧又は保有個人情報が記録された電磁的記録の閲覧若しくは視聴をする者が当該閲覧又は視聴に係る保有個人情報が記録された文書、図画又は電磁的記録を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該保有個人情報が記録された文書、図画又は電磁的記録の閲覧又は視聴を中止させることができる。

４　法第８７条第１項の規定による写しの交付における交付部数は、当該保有個人情報が記録された地方公共団体等行政文書１件につき１部とする。

（審査会への諮問）

第７条　市の機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

⑴　この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

⑵　法第６６条第１項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

⑶　前２号の場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（旧条例の廃止）

第２条　野田市個人情報保護条例（平成１２年条例第２５号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

第３条　前条の規定の施行の際現に旧条例第２条第１号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧条例第２条第２号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の取扱いに従事していた者に係る旧条例第３条第２項の規定による職務上知ることができた旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

２　前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報を取り扱う事務の委託を受けた者が行う当該委託に係る事務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者に係る公の施設の管理事務に従事している者若しくは従事していた者に係る旧条例第１４条第２項の規定によるその事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

３　前条の規定の施行前において労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号）第２６条第１項に規定する労働者派遣契約に基づき旧実施機関に派遣された者（以下「派遣労働者」という。）又は派遣労働者であった者に係る旧条例第１４条第３項の規定による当該労働者派遣契約に基づく業務に関して知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

４　前条の規定の施行の日前に旧条例第１５条、第２６条又は第２９条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する実施機関の保有する自己に関する個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例によ

る。

５　次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第４０条に規定する個人情報ファイルを前条の規定の施行後に提供したときは、２年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。

⑴　前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

⑵　前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報を取り扱う事務の委託を受けた者が行う当該委託に係る事務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者に係る公の施設の管理事務に従事している者若しくは従事していた者

⑶　前条の規定の施行前において派遣労働者又は派遣労働者であった者

６　前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第２条第２号に規定する個人情報（行政文書に記録されているものに限る。）を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。

７　旧条例第１４条第２項の委託を受けた法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）若しくは指定管理者である法人の代表者若しくは管理人又は同項の委託を受けた法人若しくは人若しくは指定管理者である法人の代理人、使用人その他の従業者が、同項の委託を受けた法人若しくは人又は指定管理者である法人の業務に関して前２項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、旧条例第１４条第２項の委託を受けた法人若しくは人又は指定管理者である法人に対しても、各本項の罰金刑を科する。

第４条　附則第２条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（野田市情報公開条例の一部改正）

第５条　野田市情報公開条例（平成８年野田市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第６条を次のように改める。

（不開示情報）

第６条　不開示情報は、次の各号に掲げる情報とする。

⑴　個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア　法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第４項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

⑵　法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるも

の。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア　公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ　実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

⑶　公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

⑷　公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

⑸　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び実施機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

⑹　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は実施機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア　監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は実施機関の財産上の利益又は当事者

としての地位を不当に害するおそれ

ウ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ　独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

第１０条第１項中「１５日」を「３０日」に改める。

第１１条中「４５日」を「６０日」に改める。

第１３条第２項中「第６条第２号ただし書エ、同条第３号ただし書」を「第６条第１号ただし書イ、同条第２号ただし書」に改める。

第３章中第１６条の前に次の一条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第１５条の３　開示等決定又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第９条第１項本文の規定は、適用しない。

第１６条第１項中「は開示等決定」を「は開示請求」に改め、「ついて、」の次に「行政不服審査法（平成２６年法律第６８号。以下「行審法」という。）に基づく」を加え、同条第２項及び第３項を次のように改める。

２　前項の規定により諮問をした審査庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

⑴　審査請求人及び参加人（行政不服審査法第１３条第４項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

⑵　開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

⑶　当該審査請求に係る行政文書の開示について反対の意思を表示した意見を表明した第三者（当該第三者開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

３　第１３条第３項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

⑴　開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

⑵　審査請求に係る開示等決定（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（野田市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

第６条　附則第２条の規定の施行の日前に前条の規定による改正前の野田市情報公開条例第３条の規定による請求がされた場合における改正前の野田市情報公開条例に規定する行政文書の開示については、なお従前の例による。

（野田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第７条　野田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成２３年野田市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号を次のように改める。

⑴　実施機関　市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長及び議会並びに野田市土地開発公社をいう。

第２条第２号中「野田市情報公開条例」の次に「（平成８年野田市条例第２５号）」を加え、「又は野田市個人情報保護条例第３１条第１項」を「、野田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年野田市条例第　　号）又は個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第１０５条第３項の規定により準用する同条第１項」に改め、同条第４号中「野田市個人情報保護条例第２条第２号」を「個人情報の保護に関する法律第２条第１項」に改める。

第３条第１号中「野田市個人情報保護条例第３１条第１項」を「個人情報の保護に関する法律第１０５条第３項の規定により準用する同条第１項」に改め、同条第２号を次のように改める。

⑵　野田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年野田市条例第　　号）第７条の規定による諮問に応じ、調査審議し、答申すること。

# 野田市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）の概要について

## 第１条

趣旨規定として、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）の適用を受けて、野田市が個人情報を取り扱うことに関し必要な事項を定めることを明記するもの。

## 第２条

定義規定として、条例中で使用する用語が法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成１５年政令第５０７号）で使用する用語の例によることを明記するもの。

## 第３条

野田市個人情報保護条例（平成１２年条例第２５号。以下「現行条例」という。）第５条の２に規定している「自己情報コントロール権の保障」に代わる「自己情報コントロール権の尊重」に係る理念規定を定めるもの。

※　現行条例では、実施機関が公益上特に必要があると認めて実施機関以外の者にその保有する個人情報を目的外提供しようとする場合には、提供される情報の対象者に事前にその旨を周知することを義務付けるとともに、当該提供に異議を申し出た対象者の情報については原則提供しない旨を規定し、当該条文には「自己情報コントロール権の保障」という見出しを付している。

一方、法にはこのような旨の規定がなく、個人情報保護委員会によると、このような規定は、目的外提供について法の規定と重複する内容を規定するものであり、規定の競合に伴う混乱を排除するため、これらの規定を改正法の施行後の施行条例で設けることはできないが、条例に条文は設けず、第三者提供を行うか否か判断する内部的な運用として、本人から第三者提供に対する異議があったことを判断要素とすることは妨げられるものではないとのことであったことから、条例において「自己情報コントロール権の保障」に係る具体的な異議申立てに係る運用は規

定しないものとし、「自己情報コントロール権の尊重」に係る理念規定を置くものとする。具体的な異議申立てに係る運用については、別に策定する「野田市個人情報の保護に関する法律施行条例の解釈及び運用の手引（仮称）」に次の事項を記載するものとする。

・記載事項

【旧野田市個人情報保護条例第５条の２に規定されていた手続について】

法第６９条第２項第３号及び第４号を適用して保有個人情報を目的外に提供する際（①当該保有個人情報が出版、報道等により公にされているとき、②個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認めるときを除く。）には、次の手続をとること。

１　当該提供の対象となる者（以下この条において「対象者」という。）に対し、あらかじめ、提供の趣旨及び内容、異議がある場合の申出の方法その他対象者の自己情報コントロール権を保障するために必要な事項を野田市報及び野田市のホームページへの掲載の方法により周知する。

２　前項に規定する申出があったときは、原則として、その者の個人情報の提供をしない。

**第４条**

現行条例に規定している個人情報取扱事務の届出制度に基づき作成している個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）の運用を継続するための規定を設けるもの。

なお、市の機関は、登録簿の記載事項について、野田市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に報告し、当該報告に係る事項について意見を求めることができるものとする。

**第５条**

法の規定により、条例で定める必要がある開示請求の手数料について、現在の運用のとおり手数料を無料とし、コピー代及び郵送代は実費を徴収

することを明記するもの。

**第６条**

開示請求の手続において、法に規定された項目のほか、開示の手続に関する事項を明記するもの。

**第７条**

審査会への諮問事項について、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことができるよう規定するもの。

**附則第１条**

施行期日を定めるもの。

**附則第２条**

現行条例を廃止することを定めるもの。

**附則第３条及び第４条**

現行条例の廃止に伴う守秘義務、開示、訂正及び利用停止に係る請求並びに罰則規定に係る経過措置を定めるもの。

**附則第５条**

個人情報保護法の適用に伴い、野田市情報公開条例（平成８年野田市条例第２５号）の一部を次のように改めるもの。

⑴　第６条に規定する不開示情報の書きぶりが法の規定の書きぶりと異なることで、混乱を生じないよう、改めるもの。

⑵　第１０条第１項、第１１条及び第１３条に規定のある開示決定までの期間を法と合わせるため、改めるもの。

⑶　開示等決定又は開示請求に係る不作為に係る審査請求について、行政不服審査法第９条第１項本文による審理員の指名は、手続の迅速化を図るため、適用除外の規定を追加し、及び審査請求があった場合の手続を

法と合わせるため、改めるもの。

**附則第６条**

情報公開条例の一部改正に伴う開示請求に係る経過措置を定めるもの。

**附則第７条**

個人情報保護法の適用に伴い、野田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成２３年野田市条例第１号）の一部を次のように改めるもの。

⑴　第２条第１号の実施機関、同条第２号の諮問庁及び第４号の個人情報に係る定義規定を改めるもの。

⑵　第３条の所掌事務中、現行条例に基づくものを法に基づくものに改めるもの。

**（参考）**

**法が委任し、又は許容している事項のうち、条例に規定しない事項について**

**１　条例要配慮個人情報**

改正後の第６０条の規定に基づき、法が規定する要配慮個人情報のほかに、地域の特性その他の事情に応じて定めることができるが、現行条例の規定が、法に規定する要配慮個人情報と同じ内容であることから、新たに規定する必要はないと考える。

**２　行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案の制度に係る手数料に関する規定**

施行日時点では、都道府県及び政令市にのみ義務化される制度であることから、導入の可否については、今後において検討することとする。

野田市情報公開条例の一部改正案新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

○　野田市情報公開条例（平成8年野田市条例第25号）

| 改　正　案 | 現　行 |
| --- | --- |
| 第１章　総則<br>（目的）<br>第１条　この条例は、市民の知る権利の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する市民の権利及び情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、行政運営の公開性の向上を図り、もって市行政の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市民による行政の監視と参加を一層促進し、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。<br>（定義）<br>第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。<br>(1)　実施機関　市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長及び議会並びに野田市土地開発公社(以下「土地開発公社」という。)をいう。<br>(2)　行政文書　実施機関の職員(土地開発公社にあっては、役員を含む。以下この号において同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に公の施設の管理を行わせる場合にあっては、指定管理者の職員が当該管理の業務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該指定管理者の職員が当該管理の業務上組織的に用いるものとして、当該指定管理者が保有しているものを含む。)をいう。ただし、次に掲げるものを除く。<br>ア　一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる | 第１章　総則<br>（目的）<br>第１条　この条例は、市民の知る権利の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する市民の権利及び情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、行政運営の公開性の向上を図り、もって市行政の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市民による行政の監視と参加を一層促進し、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。<br>（定義）<br>第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。<br>(1)　実施機関　市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長及び議会並びに野田市土地開発公社(以下「土地開発公社」という。)をいう。<br>(2)　行政文書　実施機関の職員(土地開発公社にあっては、役員を含む。以下この号において同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に公の施設の管理を行わせる場合にあっては、指定管理者の職員が当該管理の業務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該指定管理者の職員が当該管理の業務上組織的に用いるものとして、当該指定管理者が保有しているものを含む。)をいう。ただし、次に掲げるものを除く。<br>ア　一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる |

施設において閲覧に供されているもの
イ　図書館等において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの

第２章　行政文書の開示

（開示請求権）

第３条　次の各号に掲げるものは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書の開示（第５号に掲げるものにあっては、そのものの有する利害関係に係る行政文書の開示に限る。）を請求することができる。

(1)　市内に住所を有する者

(2)　市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(3)　市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4)　市内に存する学校に在学する者

(5)　前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

（開示請求の手続）

第４条　行政文書の開示を請求しようとする者は、実施機関に対し、請求に係る行政文書を特定するために必要な事項その他所定の事項を記載した書面を提出しなければならない。

２　実施機関は、前項の書面に形式上の不備があると認めるときは、行政文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（実施機関の開示義務）

第５条　実施機関は、開示請求があった場合は、開示請求に係る行政文書に次条に規定する不開示情報が記録されているときを除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

２　開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、当該部分が当該部分を除いた部分と容易に区分することができるときは、実施機関は、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いて開示することが制度の趣旨に合致しないと認められるときは、この限りでない。

施設において閲覧に供されているもの
イ　図書館等において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの
第２章　行政文書の開示
（開示請求権）
第３条　次の各号に掲げるものは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書の開示（第５号に掲げるものにあっては、そのものの有する利害関係に係る行政文書の開示に限る。）を請求することができる。
(1)　市内に住所を有する者
(2)　市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
(3)　市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
(4)　市内に存する学校に在学する者
(5)　前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの
（開示請求の手続）
第４条　行政文書の開示を請求しようとする者は、実施機関に対し、請求に係る行政文書を特定するために必要な事項その他所定の事項を記載した書面を提出しなければならない。
２　実施機関は、前項の書面に形式上の不備があると認めるときは、行政文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
（実施機関の開示義務）
第５条　実施機関は、開示請求があった場合は、開示請求に係る行政文書に次条に規定する不開示情報が記録されているときを除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。
２　開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、当該部分が当該部分を除いた部分と容易に区分することができるときは、実施機関は、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いて開示することが制度の趣旨に合致しないと認められるときは、この限りでない。

（不開示情報）

第６条　不開示情報は、次の各号に掲げる情報とする。

(1)　個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア　法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第４項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第２条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2)　法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次

（不開示情報）

第６条　不開示情報は、次の各号に掲げる情報とする。

(1)　法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより、開示することができないと認められる情報

(2)　個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され又は他の情報と照合することにより識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア　法令等の規定により又は慣行として公にされている情報又は公にすることが予定されている情報

イ　氏名その他特定の個人が識別され得る情報の部分を除くことにより、開示しても、本号により保護される個人の利益が害されるおそれがないと認められることとなる部分の情報

ウ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第４項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第２条に規定する地方公務員、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに土地開発公社の役員及び職員をいう。以下同じ。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

エ　人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することがより必要であると認められる情報

(3)　法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、当該法人等若し

に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア　公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ　実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3)　公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(4)　公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(5)　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び実施機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6)　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は実施機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア　監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

くは当該個人の事業活動によって生ずる人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活の侵害から保護するため、開示することがより必要であると認められるものを除く。

ア　開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ　実施機関からの要請を受けて、公にしないとの約束の下に、任意に提供されたもので、法人等又は個人における常例として公にしないこととされているものその他の当該約束の締結が状況に照らし合理的であると認められるもの

(4)　開示することにより、犯罪の予防又は捜査、公訴の維持、刑の執行、警備その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある情報

(5)　実施機関内部又は実施機関相互の審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6)　監査、検査、取締り、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理、市が行う事業経営その他実施機関の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

| | |
|---|---|
| イ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は実施機関の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ<br>ウ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ<br>エ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ<br>オ　独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ | |
| （公益上の理由による裁量的開示）<br>第７条　実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認めるときは、前２条の規定にかかわらず、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。 | （公益上の理由による裁量的開示）<br>第７条　実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認めるときは、前２条の規定にかかわらず、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。 |
| （行政文書の存否に関する情報）<br>第８条　開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、不開示情報の規定により保護される利益が不開示情報を開示した場合と同様に害されることとなるときは、実施機関は、開示請求に係る行政文書の存否を明らかにしないで、請求を拒否することができる。 | （行政文書の存否に関する情報）<br>第８条　開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、不開示情報の規定により保護される利益が不開示情報を開示した場合と同様に害されることとなるときは、実施機関は、開示請求に係る行政文書の存否を明らかにしないで、請求を拒否することができる。 |
| （開示請求に対する措置）<br>第９条　開示請求に係る行政文書を開示するときは、実施機関は、開示の決定をし、開示請求者に対し、書面で、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を通知しなければならない。<br>２　開示請求に係る行政文書を開示しないときは、実施機関は、請求拒否の決定をし、開示請求者に対し、書面で、その旨を通知しなければならない。<br>３　前条の規定により請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書が存在しないことその他の理由により請求を拒否するときも、前項と同様とする。 | （開示請求に対する措置）<br>第９条　開示請求に係る行政文書を開示するときは、実施機関は、開示の決定をし、開示請求者に対し、書面で、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を通知しなければならない。<br>２　開示請求に係る行政文書を開示しないときは、実施機関は、請求拒否の決定をし、開示請求者に対し、書面で、その旨を通知しなければならない。<br>３　前条の規定により請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書が存在しないことその他の理由により請求を拒否するときも、前項と同様とする。 |
| （開示等決定の期限）<br>第10条　前条に規定する決定（以下「開示等決定」という。）は、開示請求があった日の | （開示等決定の期限）<br>第10条　前条に規定する決定（以下「開示等決定」という。）は、開示請求があった日の |

| | |
|---|---|
| 翌日から起算して 30 日以内にしなければならない。ただし、第 4 条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 | 翌日から起算して 15 日以内にしなければならない。ただし、第 4 条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 |
| 2　前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に開示等決定をすることができないときは、30 日を限度として、これを延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、同項の期間内に開示等決定ができない理由及び延長する期間を通知しなければならない。 | 2　前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に開示等決定をすることができないときは、30 日を限度として、これを延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、同項の期間内に開示等決定ができない理由及び延長する期間を通知しなければならない。 |
| （著しく大量な行政文書の開示請求に係る開示等決定の期限の特例） | （著しく大量な行政文書の開示請求に係る開示等決定の期限の特例） |
| 第 11 条　開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、60 日以内にそのすべてについて開示等決定をすることにより事務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある場合には、実施機関は、開示請求に係る行政文書の相当の部分につき、当該期間内に開示等決定をし、残りの部分については、相当の期間内に開示等決定をすれば足りる。この場合においては、前条第 1 項の期間内に、同条第 2 項後段の規定の例により、開示請求者に通知しなければならない。 | 第 11 条　開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、45 日以内にそのすべてについて開示等決定をすることにより事務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある場合には、実施機関は、開示請求に係る行政文書の相当の部分につき、当該期間内に開示等決定をし、残りの部分については、相当の期間内に開示等決定をすれば足りる。この場合においては、前条第 1 項の期間内に、同条第 2 項後段の規定の例により、開示請求者に通知しなければならない。 |
| （事案の移送） | （事案の移送） |
| 第 12 条　実施機関は、開示請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他相当の理由があるときは、関係実施機関と協議の上、事案を移送することができる。この場合においては、開示請求者に対し、その旨を通知しなければならない。 | 第 12 条　実施機関は、開示請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他相当の理由があるときは、関係実施機関と協議の上、事案を移送することができる。この場合においては、開示請求者に対し、その旨を通知しなければならない。 |
| （第三者保護に関する手続） | （第三者保護に関する手続） |
| 第 13 条　開示請求に係る行政文書に国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示等決定をするに際し、当該第三者の意見を聴くことができる。 | 第 13 条　開示請求に係る行政文書に国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示等決定をするに際し、当該第三者の意見を聴くことができる。 |
| 2　開示請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、第 6 条第 1 号ただし書イ、同条第 2 号ただし書又は第 7 条の規定によりこれを開示しようとするときは、実施機関は、開示の決定に先立ち、当該第三者に対し、所定の事項を通知して、意見を述べる機会を与えなけ | 2　開示請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、第 6 条第 2 号ただし書エ、同条第 3 号ただし書又は第 7 条の規定によりこれを開示しようとするときは、実施機関は、開示の決定に先立ち、当該第三者に対し、所定の事項を通知して、意見を述べる機会を与えなけ |

ればならない。
3　前 2 項に定める手続がとられた場合において、当該行政文書を開示するときは、実施機関は、開示の決定と開示を実施する期日との間に当該第三者が審査請求の手続を講ずるに足りる相当の期間を確保するとともに、開示の決定後速やかに、当該第三者に対し、所定の事項を通知するものとする。
（開示の方法等）
第 14 条　行政文書の開示は、次の各号に掲げる行政文書の区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。
(1)　文書又は図画にあっては、当該開示請求に係る部分の閲覧又は写しの交付
(2)　電磁的記録にあっては、当該開示請求に係る部分の視聴、閲覧、写しの交付その他の電磁的記録の種類、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法
2　前項各号の視聴又は閲覧の方法による行政文書の開示にあっては、実施機関は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。
3　行政文書の視聴又は閲覧は、実施機関が指定する日時及び場所においてしなければならない。
4　行政文書の視聴又は閲覧をする者は、行政文書を丁寧に取り扱い、汚損、破損、加筆等の行為をしてはならない。
5　実施機関は、行政文書の視聴又は閲覧を受ける者が当該視聴又は閲覧に係る行政文書を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該行政文書の視聴又は閲覧を中止させることができる。
6　第 1 項各号の写しの交付の方法による行政文書の開示における交付部数は、当該行政文書 1 件につき 1 部とする。
（手数料及び費用の負担）
第 15 条　行政文書の開示に関する手数料は、無料とする。
2　この条例に定める行政文書の写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。
（他の制度との調整）
第 15 条の 2　この条例は、法令等の規定により行政文書を閲覧し、若しくは縦覧し、又

ればならない。
3　前 2 項に定める手続がとられた場合において、当該行政文書を開示するときは、実施機関は、開示の決定と開示を実施する期日との間に当該第三者が審査請求の手続を講ずるに足りる相当の期間を確保するとともに、開示の決定後速やかに、当該第三者に対し、所定の事項を通知するものとする。
（開示の方法等）
第 14 条　行政文書の開示は、次の各号に掲げる行政文書の区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。
(1)　文書又は図画にあっては、当該開示請求に係る部分の閲覧又は写しの交付
(2)　電磁的記録にあっては、当該開示請求に係る部分の視聴、閲覧、写しの交付その他の電磁的記録の種類、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法
2　前項各号の視聴又は閲覧の方法による行政文書の開示にあっては、実施機関は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。
3　行政文書の視聴又は閲覧は、実施機関が指定する日時及び場所においてしなければならない。
4　行政文書の視聴又は閲覧をする者は、行政文書を丁寧に取り扱い、汚損、破損、加筆等の行為をしてはならない。
5　実施機関は、行政文書の視聴又は閲覧を受ける者が当該視聴又は閲覧に係る行政文書を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該行政文書の視聴又は閲覧を中止させることができる。
6　第 1 項各号の写しの交付の方法による行政文書の開示における交付部数は、当該行政文書 1 件につき 1 部とする。
（手数料及び費用の負担）
第 15 条　行政文書の開示に関する手数料は、無料とする。
2　この条例に定める行政文書の写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。
（他の制度との調整）
第 15 条の 2　この条例は、法令等の規定により行政文書を閲覧し、若しくは縦覧し、又

| | |
|---|---|
| は行政文書の謄本、抄本等の交付を受けることができるときは、適用しない。 | は行政文書の謄本、抄本等の交付を受けることができるときは、適用しない。 |
| 第3章　審査請求 | 第3章　審査請求 |
| （審理員による審理手続に関する規定の適用除外） | |
| 第15条の3　開示等決定又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。 | |
| （審査請求に関する手続） | （審査請求に関する手続） |
| 第16条　開示等決定又は開示請求に係る不作為について、審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、野田市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。 | 第16条　開示等決定又は開示等決定に係る不作為について、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）に基づく審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、野田市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。 |
| (1)　審査請求が不適法であり、却下する場合 | (1)　審査請求が不適法であり、却下する場合 |
| (2)　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合（第13条第1項又は第2項の規定により当該行政文書の開示について反対の意思を表示した意見が表明されている場合を除く。） | (2)　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合（第13条第1項又は第2項の規定により当該行政文書の開示について反対の意思を表示した意見が表明されている場合を除く。） |
| 2　前項の規定により諮問をした審査庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。 | 2　前項の規定による諮問は、次の各号に掲げる審査庁の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付してしなければならない。 |
| (1)　審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。） | (1)　市長及び議会並びに土地開発公社　行審法第42条第2項の規定により審理員から提出された審理員意見書及び事件記録の写し |
| (2)　開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。） | (2)　教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会　行審法第9条第3項において読み替えて適用する行審法第29条第2項の弁明書 |
| (3)　当該審査請求に係る行政文書の開示について反対の意思を表示した意見を表明した第三者（当該第三者開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。） | |
| 3　第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。 | 3　第1項の規定により諮問をした審査庁は、当該諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、遅滞なく、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。 |
| (1)　開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決 | |

| | |
|---|---|
| (2)　審査請求に係る開示等決定(開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。) | |
| 第4章　情報公開の総合的な推進<br>(情報公開の総合的な推進)<br>第17条　市長は、この条例に定める行政文書の開示のほか、情報通信技術の活用による情報の提供その他の情報公開に関する施策の充実を図り、市民に対する情報公開の総合的な推進に努めるものとする。<br>(市長の調整及び運用状況の公表)<br>第18条　市長は、この条例の円滑な運用を確保するため、総合的な案内窓口の整備、資料の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な処置を講ずるものとする。<br>2　市長は、必要があると認めるときは、市長以外の実施機関に対し、情報公開について、報告を求め、又は指導若しくは助言をすることができる。<br>3　市長は、この条例の運用状況に関し、毎年度公表するものとする。<br>(出資法人等の情報公開)<br>第19条　市が出資その他財政支出等を行う法人であって、市長が定めるもの(次項において「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、情報公開を行うために必要な措置を講じなければならない。<br>2　実施機関は、出資法人等の情報公開が推進されるよう、必要な措置を講じなければならない。<br>第5章　補則<br>(委任)<br>第20条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。 | 第4章　情報公開の総合的な推進<br>(情報公開の総合的な推進)<br>第17条　市長は、この条例に定める行政文書の開示のほか、情報通信技術の活用による情報の提供その他の情報公開に関する施策の充実を図り、市民に対する情報公開の総合的な推進に努めるものとする。<br>(市長の調整及び運用状況の公表)<br>第18条　市長は、この条例の円滑な運用を確保するため、総合的な案内窓口の整備、資料の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な処置を講ずるものとする。<br>2　市長は、必要があると認めるときは、市長以外の実施機関に対し、情報公開について、報告を求め、又は指導若しくは助言をすることができる。<br>3　市長は、この条例の運用状況に関し、毎年度公表するものとする。<br>(出資法人等の情報公開)<br>第19条　市が出資その他財政支出等を行う法人であって、市長が定めるもの(次項において「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、情報公開を行うために必要な措置を講じなければならない。<br>2　実施機関は、出資法人等の情報公開が推進されるよう、必要な措置を講じなければならない。<br>第5章　補則<br>(委任)<br>第20条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。 |

野田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正案新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

○　野田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成23年野田市条例第1号）

| 改　正　案 | 現　行 |
| --- | --- |
| （設置）<br>第１条　本市における情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の４第３項の規定に基づき、野田市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。 | （設置）<br>第１条　本市における情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の４第３項の規定に基づき、野田市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。 |
| （定義）<br>第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。<br>(1)　実施機関　市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長及び議会並びに野田市土地開発公社をいう。<br>(2)　諮問庁　野田市情報公開条例（平成 8 年野田市条例第 25 号）第 16 条第１項、野田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年野田市条例第　　号）又は個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 105 条第３項の規定により準用する同条第１項の規定により審査会に諮問をした審査庁をいう。<br>(3)　行政文書　野田市情報公開条例第２条第２号に規定する行政文書をいう。<br>(4)　個人情報　個人情報の保護に関する法律第２条第１項に規定する個人情報をいう。 | （定義）<br>第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。<br>(1)　実施機関　野田市情報公開条例（平成 8 年野田市条例第 25 号）第２条第１号又は野田市個人情報保護条例（平成 12 年野田市条例第 25 号）第２条第１号に規定する実施機関をいう。<br>(2)　諮問庁　野田市情報公開条例第 16 条第１項又は野田市個人情報保護条例第 31 条第１項の規定により審査会に諮問をした審査庁をいう。<br>(3)　行政文書　野田市情報公開条例第２条第２号に規定する行政文書をいう。<br>(4)　個人情報　野田市個人情報保護条例第２条第２号に規定する個人情報をいう。 |
| （所掌事務）<br>第３条　審査会の所掌事務は、次のとおりとする。<br>(1)　野田市情報公開条例第 16 条第１項又は個人情報の保護に関する法律第 105 条第３項の規定により準用する同条第１項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議し、答申すること。<br>(2)　野田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年野田市条例第　　号）第７条の規定による諮問に応じ、調査審議し、答申すること。<br>(3)　実施機関からの諮問に応じ情報公開制度その他情報公開に関する重要な事項及び個人情報保護制度その他個人情報保 | （所掌事務）<br>第３条　審査会の所掌事務は、次のとおりとする。<br>(1)　野田市情報公開条例第 16 条第１項又は野田市個人情報保護条例第 31 条第１項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議し、答申すること。<br>(2)　野田市個人情報保護条例によりその権限に属させられた事項について調査審議すること。<br>(3)　実施機関からの諮問に応じ情報公開制度その他情報公開に関する重要な事項及び個人情報保護制度その他個人情報保 |

| | |
|---|---|
| 護に関する重要な事項について調査審議し、答申すること。<br>(4)　前3号の規定による調査審議のほか、情報公開制度その他情報公開に関する重要な事項及び個人情報保護制度その他個人情報保護に関する重要な事項について実施機関に意見を述べること。 | 護に関する重要な事項について調査審議し、答申すること。<br>(4)　前3号の規定による調査審議のほか、情報公開制度その他情報公開に関する重要な事項及び個人情報保護制度その他個人情報保護に関する重要な事項について実施機関に意見を述べること。 |
| (組織)<br>第4条　審査会は、委員5人以内をもって組織する。 | (組織)<br>第4条　審査会は、委員5人以内をもって組織する。 |
| (委員)<br>第5条　委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する。<br>2　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。<br>3　委員は、再任されることができる。<br>4　委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 | (委員)<br>第5条　委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する。<br>2　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。<br>3　委員は、再任されることができる。<br>4　委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 |
| (会長)<br>第6条　審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。<br>2　会長は、会務を総理し、審査会を代表する。<br>3　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。 | (会長)<br>第6条　審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。<br>2　会長は、会務を総理し、審査会を代表する。<br>3　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。 |
| (会議)<br>第7条　審査会の会議は、会長が招集し、議長となる。<br>2　審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。<br>3　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 | (会議)<br>第7条　審査会の会議は、会長が招集し、議長となる。<br>2　審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。<br>3　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 |
| (審査会の調査権限)<br>第8条　審査会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書又は個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書又は個人情報の開示を求めることができない。<br>2　諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。<br>3　審査会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書に記録されている情報又は個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を | (審査会の調査権限)<br>第8条　審査会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書又は個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書又は個人情報の開示を求めることができない。<br>2　諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。<br>3　審査会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書に記録されている情報又は個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を |

作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4　第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、諮問に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項及び第12条において同じ。)又は諮問庁(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第9条　審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2　前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第10条　審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第11条　審査会は、第8条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2　審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれが

作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4　第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、諮問に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項及び第12条において同じ。)又は諮問庁(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第9条　審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2　前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第10条　審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第11条　審査会は、第8条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2　審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれが

| | |
|---|---|
| あると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。<br>3　審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。<br>4　審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。<br>（答申書の送付等）<br>第12条　審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。<br>（調査審議手続の非公開）<br>第13条　審査会の行う第3条第1号の規定による調査審議の手続及び野田市情報公開条例第6条に規定する不開示情報が含まれる事項に関する調査審議の手続は、公開しない。<br>（委任）<br>第14条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。<br>（罰則）<br>第15条　第5条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 | あると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。<br>3　審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。<br>4　審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。<br>（答申書の送付等）<br>第12条　審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。<br>（調査審議手続の非公開）<br>第13条　審査会の行う第3条第1号の規定による調査審議の手続及び野田市情報公開条例第6条に規定する不開示情報が含まれる事項に関する調査審議の手続は、公開しない。<br>（委任）<br>第14条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。<br>（罰則）<br>第15条　第5条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 |

第２号様式（第３条第４項）

令和４年７月１９日

（届出先）野田市長

届出者　野田市長

個人情報取扱事務登録簿変更届出書

| | |
|---|---|
| 事務の名称 | 予防接種法に基づく新型コロナウイルスワクチン接種に関する事務 |
| 届出部課等の名称 | 新型コロナウイルスワクチン接種対策室 |
| 変更年月日 | 令和４年７月２６日 |
| 変更の理由 | コンビニエンスストア等に設置される端末機において、個人番号カードに格納されている利用者証明用電子証明書を使用して、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書を受け取ることができる事業を開始するため |
| 変更内容 | １　事務の概要の６「接種者からの申請を受け、管理している接種記録から接種証明書を交付する。」を「接種者からの申請（電子回線で接続された端末機から個人番号カードに格納されている利用者証明用電子証明書を使用して行うものを含む。）を受け、管理している接種記録から接種証明書を交付する。」に変更する。<br>２　電子計算機結合の欄に、「有」及び「１号（法令等）予防接種法施行規則」を追加する。 |
| 備考 | |

# 個人情報取扱事務登録簿

| 区　　分 | □共通　■個別 |
|---|---|

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 実施機関の名称 | 市長 | 届出部課等の名称 | 新型コロナウイルスワクチン接種対策室 | | |
| 関係課等の名称 | 保健センター | | | | |
| 届出年月日 | R3.3.24 | 開始年月日 | R3.2.12 | 最終変更年月日 | R4.7.19 |
| 事務の名称 | 予防接種法に基づく新型コロナウイルスワクチン接種に関する事務 | | | | |
| 事務の目的 | 新型コロナウイルス感染症の発症や重症化を予防し、まん延を防止するため、予防接種法に基づき、新型コロナウイルスワクチン接種を実施する。 | | | | |
| 事務の概要 | 1　市は、対象者に対して接種券及び予診票等の接種に必要な書類を交付する。<br>2　対象者は、接種の予約を行う。<br>3　対象者は、予約した医療機関においてワクチン接種を受ける。<br>4　医療機関は、ワクチン接種を受けた事実及び健康状態の情報を市に提出する。<br>5　市は、接種記録を管理する。<br>6　接種者からの申請（電子回線で接続された端末機から個人番号カードに格納されている利用者証明用電子証明書を使用して行うものを含む。）を受け、管理している接種記録から接種証明書を交付する。 | | | | |
| 対象者 | 厚生労働大臣が接種の指示を行う際に指定する対象者 | | | | |
| 収集項目 | 要配慮個人情報 | □人種　□信条　□社会的身分　■健康情報　■障がい　□犯罪関係<br>収集する理由<br>■1号(法令等)⇒法令等の名称：予防接種法<br>□2号(公益上特に必要)⇒審査会承認：　　年　　月　　日 | | | |
| | 上記以外の項目 | ■氏名　■住所　■年齢・生年月日　■性別　■連絡先　■個人番号　■個人識別符号<br>■本籍･国籍　□家族情報　□学業・職業等　□収入・支出　□資産　□税情報<br>□公的扶助　■DV等避難事例に関する情報　■予診票の記載事項（接種日、接種状況、接種実施医療機関名、ワクチンのロット番号等）　■コールセンター問い合わせの音声データ　■渡航先の国（地域）　■旅券番号 | | | |
| 収集先 | | ■本人　■実施機関内部（市民課、子ども家庭総合支援課等、高齢者支援課、障がい者支援課、生活支援課）<br>□他の実施機関（　　）■他の官公庁（他市区町村）<br>■民間・私人　（医療機関、介護サービス事業者等）□その他（　　）<br>本人以外から収集している理由<br>■1号(法令等)⇒法令等の名称：住民基本台帳法　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律<br>■2号(本人同意)　□3号(公の情報)　□4号(緊急かつやむを得ない)<br>□5号(所在不明等)　□6号(他の実施機関から)<br>□7号(公益上特に必要)⇒審査会承認：　　年　　月　　日 | | | |
| 経常的な目的外利用・提供先 | | □目的外利用有⇒利用する事務の名称：<br>主な利用項目（　　）<br>□目的外提供有⇒利用する事務の名称：<br>主な提供項目（　　）<br>（□他の実施機関（　　）□他の官公庁（　　）<br>□その他（　　））<br>目的外利用・提供の理由<br>□1号(法令等) ⇒法令等の名称：<br>□2号(本人同意)　□3号(公の情報)　□4号(緊急かつやむを得ない)<br>□5号(公益上特に必要)⇒審査会承認：　　年　　月　　日 | | | |
| 外部委託等 | | ■外部委託（■クラウドコンピューティング）■複数の外部委託有<br>□指定管理者による管理⇒審査会承認　　年　　月　　日 | | | |
| 電子計算機結合 | | ■有【第12条第1項】<br>■1号(法令等)⇒法令等の名称：予防接種法施行規則<br>□2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認　　年　　月　　日 | | | |
| 個人情報の保存期間 | | 1年　3年　[5年]　10年　永年　常用　その他 | | | |

# 予防接種法に基づく新型コロナウイルスワクチン接種に関する事務に係る登録簿の変更について

## ○予防接種法に基づく新型コロナウイルスワクチン接種に関する事務について

新型コロナウイルス感染症の発症や重症化を予防し、まん延を防止するため、予防接種法に基づき、ワクチン接種を実施するものです。

予防接種事業の実施（対象者への通知等）事務に際し、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務では、特に以下の事務を行います。

・ワクチン接種記録システム（ＶＲＳ）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。
・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。

## ○変更の経緯

新型コロナウイルス感染症予防接種証明書については、既に電子証明書の発行が可能な専用アプリがリリースされていますが、今後更なる利便性の向上のため、国主導で証明書のコンビニ交付が開始されることになりました。

想定されるコンビニ交付のニーズとして、次のような事項が挙げられます。

・電子ではなく紙での接種証明が必要な場合
・転居により複数の市町村で接種を受けた場合
・高齢者など、スマートフォンを持っていない場合

## ○制度概要

コンビニ交付サービスは、地方公共団体情報システム機構（Ｊ－ＬＩＳ）が運営するもので、個人番号カードを使用し、コンビニ等に設置されているキオスク端末で予防接種証明書を取得できるサービスです。

利用時間：全国統一的に、毎日（土日祝日含む。）6 時 30 分～23 時
必要なもの：個人番号カードと接種証明書発行料（120 円）

## ○手続の流れ

①店舗に設置されているキオスク端末で「行政サービス」を押す。
②キオスク端末のカード置場に、個人番号カードを置く。
※個人番号カードがコンビニ交付で利用可能かどうか確認する。
③証明書発行に当たっての同意事項を確認し、「同意する」を選択する。
＜主な同意内容＞

・個人番号カードの券面入力補助 AP に格納されている、所有者の個人番号、氏名、生年月日、性別、住所の情報（以下「格納情報」という。）を地方公共団体情報システム機構に送信し、格納情報の改ざん検知措置及び真正性の検証を受ける。
・利用者は格納情報のうち、個人番号、氏名、生年月日について VRS を通じて請

求先市区町村に送信する。

・請求先市区町村は、VRS 上において、個人番号を用いて、管理する接種記録を照会する。適切な接種記録が存在する場合、その接種記録及び送信された氏名、生年月日に基づいて接種証明書を交付する。

・海外用の接種証明書については、事前に自治体窓口やアプリで接種証明書の交付申請を行い、発行履歴としてパスポート情報を VRS に記録した後でのみ、本サービスでの交付が可能となる。

④個人番号カードを市町村の窓口で受け取った際に設定した４桁の暗証番号を入力し、本人確認を行う。

⑤申請先の市区町村、交付種別及び必要部数を選択し、必要部数分の証明書の発行料を入金し、証明書及び領収書が発行される。

○登録簿の変更理由

キオスク端末において、個人番号カードに格納されている利用者証明用電子証明書を使用して、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書を受け取ることができる事業を開始するため、事務の概要として、接種証明書の交付について、電子回線で接続された端末機から個人番号カードに格納されている利用者証明用電子証明書を使用して行うものを追加するとともに、予防接種法施行規則附則第 18 条の 2 第 3 項に基づき、電子計算機の結合による提供を追加します。

第２号様式（第３条第４項）

令和４年　８月　１日

（届出先）野田市長

届出者　　野田市長

個人情報取扱事務登録簿変更届出書

| | |
|---|---|
| 事　務　の　名　称 | 市営住宅の管理に関する事務 |
| 届出部課等の名称 | 総務部営繕課 |
| 変　更　年　月　日 | 令和４年８月１日 |
| 変　更　の　理　由 | 事務の一部を外部に委託するため。 |
| 変　　更　　内　　容 | １　外部委託等の欄中「外部委託」を加える。 |
| 備　　考 | |

令和４年　８月　１日

野田市情報公開・個人情報保護審査会

会長　　須　賀　　昭　徳　　様

報告者　　野田市長

個人情報取扱事務の委託に係る個人情報保護措置報告書

野田市個人情報保護条例第１３条第３項の規定により、次のとおり報告いたします。

| | |
|---|---|
| 事　務　の　名　称 | 市営住宅の管理に関する事務 |
| 届出部課等の名称 | 総務部営繕課 |
| 委託開始年月日 | 令和４年８月１日 |
| 委　託　す　る　事　務 | １　滞納者に対する督促業務<br>２　滞納額及び入金額の管理 |
| 個人情報を保護するための措置 | 委託契約書に個人情報の保護に関する事項及び情報セキュリティ特記事項を付し、これを遵守させることとした。 |
| 備　　考 | |

# 個人情報取扱事務登録簿

| 区　　分 | □共通　■個別 |
|---|---|

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 実施機関の名称 | 市長 | 届出部課等の名称 | 総務部営繕課 | | |
| 関係課等の名称 | | | | | |
| 届出年月日 | H20.4.1 | 開始年月日 | H9.9.1 | 最終変更年月日 | R4.8.1 |
| 事務の名称 | 市営住宅の管理に関する事務 | | | | |
| 事務の目的 | 市営住宅の入居者の募集、選考、決定及び駐車場使用者の決定、家賃の決定、徴収、減免及び徴収の猶予、入居者の同居並びに承継の承認を行うもの。 | | | | |
| 事務の概要 | ・入居の募集、選考、決定<br>市営住宅の申込書の提出を受付け、審査し、入居者選考委員会に諮り、応募者が募集戸数を超える場合は、選考し入居者を決定する。入居決定者から誓約書が提出され受付を行う。<br>駐車場の使用希望者より申込書を受付け、条件を確認した上で決定し通知する。<br>また、現在の駐車場利用者が車両を変更する場合、駐車場の使用を廃止する場合の届出書の受理を行う。<br>・家賃の決定、徴収、減免及び徴収の猶予<br>市営住宅の入居者は、毎年、市に対して収入申告を提出することとなり、公簿の確認により家賃を決定し納付書を送付する。<br>また、家賃の減免又は徴収の猶予を希望する入居者からの申請を基準により審査し、減免又は徴収の猶予の可否について決定する。<br>・入居者の同居並びに承継の承認<br>入居の際に同居した親族以外の者の同居を希望する者からの申請を審査し、承認（不承認）する。<br>入居者が死亡又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が、引続き当該市営住宅に入居を希望する申請を審査し、承認（不承認）する。<br>・入居者からのその他の申請・届出書類の確認<br>世帯員が転出や死亡した際の世帯員異動届及び収入意見書を審査し、家賃に変更が生じた場合に通知する。また、家賃や駐車場使用料に還付金が生じた場合の対象者からの申請受付、確認後に清算を行う。<br>・入居者の退去<br>市営住宅を明け渡そうとする入居者の届出受付、退去検査を行い入居者の敷金等を清算する。<br>・各種証明書の発行<br>市営住宅の居住証明書及び自動車保管場所承諾証明書を発行する。<br>・入居者の安否確認<br>入居者と連絡がとれない等、安否確認の通報があった場合、警察立会いのもと安否確認を行い、親族等への連絡を行う。<br>・その他施設の管理<br>市営住宅の除草や樹木剪定、受水槽清掃、消防設備点検、簡易専用水道法定検査、浄化槽法定検査業務における担当技術者等の届出により適正性を確認する。 | | | | |
| 対象者 | 市営住宅入居者及び入居申込者、緊急連絡先、連帯保証人 | | | | |
| 収集項目 要配慮個人情報 | □人種　□信条　□社会的身分　■健康情報　■障がい　■犯罪関係<br>収集する理由【第7条第2項】<br>■1号(法令等)⇒法令等の名称：野田市営住宅の設置及び管理に関する条例第6条及び第16条)<br>□2号(公益上特に必要)⇒審査会承認：　　年　　月　　日 | | | | |
| 収集項目 上記以外の項目 | ■氏名　■住所　■年齢・生年月日　■性別　■連絡先　□個人番号　■個人識別符号<br>■本籍・国籍　■家族情報　■学業・職業等　■収入・支出　■資産　■税情報<br>■公的扶助　■還付金が生じた場合の振込先　■緊急連絡先、連帯保証人　□＿＿＿＿ | | | | |
| 収集先 | ■本人　　■実施機関内部（課税課、生活支援課）<br>□他の実施機関（　　）■他の官公庁（警察署）<br>□民間・私人　（　　）　□その他　（　　） | | | | |

| | |
|---|---|
| | 本人以外から収集している理由【第7条第3項】<br>■1号(法令等)⇒法令等の名称：野田市営住宅の設置及び管理に関する条例及び規則<br>■2号(本人同意)　□3号(公の情報)　□4号(緊急かつやむを得ない)<br>□5号(所在不明等)　□6号(他の実施機関から)<br>□7号(公益上特に必要)⇒審査会承認：　　年　　月　　日 |
| **経常的な目的外利用・提供先** | □目的外利用有⇒利用する事務の名称：<br>主な利用項目（　　）<br>□目的外提供有⇒利用する事務の名称：<br>主な提供項目（　　）<br>（□他の実施機関（　　）□他の官公庁（　　）<br>□その他（　　）） |
| | 目的外利用・提供の理由【第9条第1項】<br>□1号(法令等) ⇒法令等の名称：<br>□2号(本人同意)　□3号(公の情報)　□4号(緊急かつやむを得ない)<br>□5号(公益上特に必要)⇒審査会承認：　　年　　月　　日 |
| **外部委託等** | ■外部委託（□クラウドコンピューティング）□複数の外部委託有<br>□指定管理者による管理⇒審査会承認　　年　　月　　日 |
| **電子計算機結合** | □有【第12条第1項】<br>□1号(法令等)⇒法令等の名称：<br>□2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認　　年　　月　　日 |
| **個人情報の保存期間** | 1年　3年　[5年]　10年　永年　常用　その他（　　） |

# 住宅使用料等未収金管理回収業務

概　　要　　市営住宅の管理の適正化の観点から、家賃収入を確保し、入居者間の公平性を確保するため、退去滞納者おける家賃及び駐車場利用料の回収業務を下記のとおり委託しようとするもの。

委 託 先　　弁護士法人ライズ綜合法律事務所
所在地　東京都中央区日本橋３－９－１
日本橋三丁目スクエア１２階

委託内容（手順）

① 野田市は、委託先へ対象債権データを渡す。
【データの引渡し方法】契約時の１回のみ。
「可搬記録媒体等外部持ち出し申請書兼申請書兼返却報告書」を作成し、情報セキュリティ管理者（課長）の許可を得る。
⇒債権データを可搬記録媒体（ＣＤ）へ格納し、委託先に手渡し。
【渡す情報】
・債務者の基本情報（氏名、住所、生年月日、連絡先、滞納の状況）
・債務者の連帯保証人の基本情報（氏名、住所、連絡先）

② 督促開始
ア　文書通知
受託通知 → 督促状 → 催告書 → 最終通知書 → 最終催告書
イ　架電督促

③ 債務者が委託先へ住宅使用料等を振込。

④ 委託先は債務者ごとに正確な入金処理を行う。
（直接野田市に入金があった場合は、野田市が速やかに委託先に報告する。）

⑤ 委託先は、納入された住宅使用料等を速やかに野田市へ振込し、電話にて報告。

⑥ 委託先は、回収実績報告（入金明細書及び清算書）及び請求書を翌月５営業日までに野田市に提出。

⑦ 野田市は、請求書を受け取ってから３０日以内に委託先へ請求金額を支払う。

⑧ 契約終了後、委託先は、野田市へ可搬記録媒体（ＣＤ）を返還し、データを適切に廃棄。

令和４年８月２５日

（届出先）野田市長

届出者　　野田市長

個人情報取扱事務登録簿変更届出書

| | |
|---|---|
| 事務の名称 | 住民基本台帳事務におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者保護の支援措置事務 |
| 届出部課等の名称 | 市民生活部市民課 |
| 変更年月日 | 令和４年４月８日 |
| 変更の理由 | ・ＤＶ等被害者の保護のため、ＤＶ等被害者が固定資産を所有している場合の取扱いに関する留意点及び、支援措置申出書の様式に所有する固定資産の記載欄が追加される旨の総務省通知が発出されたことから、これに合わせて必要な修正を行うもの。<br>・前回変更時から時間が経過したことに伴う語句の整理。 |
| 変更内容 | 事務の概要<br>「（１）申出の受付」の「①申出書」に傍線部を追加する。<br>「住所異動する場合に、異動後の市区町村に対しても併せて支援を求める場合には、併せて申出書に記載することを求めるとともに、申出者が固定資産を所有している場合（又は過去に所有していた場合）において、固定資産所在市区町村に対して、支援措置に準じた支援を求める場合には、当該固定資産の所在や種別 |

| | |
|---|---|
| | について、併せて申出書に記載することを求める。」<br>「②申出者の本人確認」を傍線部に変更する。<br>「市長は、申出者に対し、市への出頭を求め、マイナンバーカード等の提示による本人確認を行う。」<br>収集項目<br>上記以外の項目に「資産」を加える。 |
| 備　　考 | |

# 個人情報取扱事務登録簿

| 区　　分 | □共通　■個別 |
|---|---|

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 実施機関の名称 | 市長 | 届出部課等の名称 | 市民生活部市民課 | | |
| 関係課等の名称 | 課税課、収税課、国保年金課、児童家庭課、保育課、子ども家庭総合支援課、高齢者支援課、障がい者支援課、生活支援課、環境保全課、選挙管理委員会、保健センター、下水道課、学校教育課、市政推進室、新型コロナワクチン対策室 | | | | |
| 届出年月日 | 平成16年6月18日 | 開始年月日 | 平成16年7月1日 | 最終変更年月日 | 令和4年8月25日 |
| 事務の名称 | 住民基本台帳事務におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者保護の支援措置事務 | | | | |
| 事務の目的 | ドメスティック・バイオレンス又はストーカー行為等の被害者の所在地を明らかにしないよう、加害者とされる者等からの住民票の写し等の申請を拒み、関係機関と情報を共有し保護するもの。 | | | | |
| 事務の概要 | （１）申出の受付<br>①申出者<br>市長は、備える住民基本台帳に記載、又は備える戸籍の附票に記載されている下記の者から、支援措置の実施を求める旨の申出を受け付ける。また、申出者と同一の住所を有する者についても支援を求める場合には、併せて申出書に記載することを求め、住所異動する場合に、異動後の市区町村に対しても併せて支援を求める場合には、併せて申出書に記載することを求めるとともに、申出者が固定資産を所有している場合（又は過去に所有していた場合）において、固定資産所在市区町村に対して、支援措置に準じた支援を求める場合には、当該固定資産の所在や種別について、併せて申出書に記載することを求める。<br>ア　配偶者暴力防止法第１条第２項に規定する被害者で、かつ暴力によりその生命又は身体に危害を受ける恐れがあるもの。<br>イ　ストーカー規制法第７条に規定するストーカー行為等の被害者で、かつ更に反復して付きまとい等をされるおそれがあるもの。<br>ウ　児童虐待防止法第２条に規定する児童虐待を受けた児童で被害者であり、かつ再び児童虐待を受ける恐れがあるもの又は看護等を受けることに支障が生じる恐れがあるもの。<br>エ　その他、アからウまでの事情に準ずるもの。<br>②申出者の本人確認<br>市長は、申出者に対し、市への出頭を求め、マイナンバーカード等の提示による本人確認を行う。<br><br>（２）支援の必要性の確認<br>市長は、申出者が（１）－①に掲げるものに該当し、かつ、加害者が当該申出者の住所を探索する目的で、住民基本台帳の閲覧等を行う恐れがあると認められるかどうかについて、警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の意見を聴取し、又は裁判所の発行する保護命令決定書の写し若しくはストーカー規制法に基づく警告等実施書面等の提出を求めることにより確認する。支援の必要性を確認した後、その結果を申出者に連絡する。<br><br>（３）支援措置の期間等<br>支援措置の期間は、市長が申出を受け付けし、確認の結果を申出者に連絡した日から起算して１年とする。また、期間終了の１月前から延長の申出をできる。<br>市長は、次に該当する場合は支援措置を終了する。<br>ア　支援対象者から支援の終了を求める旨の申出を受けたとき。<br>イ　支援措置の期間を経過し、延長がなされなかったとき。<br>ウ　その他、市長が支援の必要性がなくなったと認めるとき。 | | | | |
| 対象者 | ＤＶ・ストーカー行為等の加害者、被害者、被害者と同一世帯の者 | | | | |
| 収集項目 | □人種　□信条　□社会的身分　□健康情報　□障がい　□犯罪関係 | | | | |
| 要配慮個人情報 | 収集する理由【第7条第2項】<br>□1号(法令等)⇒法令等の名称：<br>□2号(公益上特に必要)⇒審査会承認：　　年　　月　　日 | | | | |

| | | |
|---|---|---|
| | 上記以外の項目 | ■氏名　■住所　■年齢・生年月日　■性別　■連絡先　□個人番号　□個人識別符号<br>■本籍・国籍　■家族情報　□学業・職業等　□収入・支出　■資産　□税情報<br>□公的扶助　□＿＿＿＿　□＿＿＿＿　□＿＿＿＿ |
| 収集先 | | ■本人　■実施機関内部（住民基本台帳、市保健福祉部、児童家庭部）<br>□他の実施機関（　）■他の官公庁（警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所）<br>□民間・私人　（　）□その他　（　） |
| | | 本人以外から収集している理由【第7条第3項】<br>■1号(法令等)⇒法令等の名称：住民基本台帳事務処理要領<br>□2号(本人同意)　□3号(公の情報)　□4号(緊急かつやむを得ない)<br>□5号(所在不明等)　□6号(他の実施機関から)<br>□7号(公益上特に必要)⇒審査会承認：　年　月　日 |
| 経常的な目的外利用・提供先 | | □目的外利用有⇒利用する事務の名称：<br>主な利用項目（　）<br>□目的外提供有⇒利用する事務の名称：<br>主な提供項目（　）<br>（□他の実施機関（　）□他の官公庁（　）<br>□その他（　）） |
| | | 目的外利用・提供の理由【第9条第1項】<br>□1号(法令等)⇒法令等の名称：<br>□2号(本人同意)　□3号(公の情報)　□4号(緊急かつやむを得ない)<br>□5号(公益上特に必要)⇒審査会承認：　年　月　日 |
| 外部委託等 | | ■外部委託（■クラウドコンピューティング）□複数の外部委託有<br>□指定管理者による管理⇒審査会承認　年　月　日 |
| 電子計算機結合 | | ■有【第12条第1項】<br>■1号(法令等)⇒法令等の名称：住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の一部の写し等の交付に関する省令、戸籍の附票の写しの交付に関する省令、住民基本台帳事務処理要領<br>□2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 |
| 個人情報の保存期間 | | 1年　3年　5年　10年　永年　常用　その他（　） |

# 住民基本台帳事務におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者保護の支援措置事務における登録簿の変更について

〇事務について

本事務は、ＤＶ等被害者の保護を図るものです。

加害者に被害者の住所が知られることを防止するため、被害者からの支援措置申出があり、支援の必要性が確認できた場合、被害者以外の者から住民票の写しの交付等の請求・申出があっても、これを制限（拒否）する措置を講じます。

〇変更理由

ＤＶ等被害者の保護のための措置に係る支援措置申出書の様式の変更と留意点について、総務省通知が発出されました。内容は、ＤＶ等被害者が固定資産を有しており、固定資産所在市区町村においても支援を求める場合には、申出書にその所在や種別の記載を求めることとされ、申出書の様式にも固定資産の記載欄が追加されました。

このため、事務の概要の一部を変更するとともに、本人から収集する個人情報の項目に『資産』を加えるものです。

〇制度概要

これまでＤＶ等被害者から支援措置の申出を受けた市区町村は、支援の必要性を確認した後、本籍地及び前住所地へのみ支援申出書の写しを送付することとされていました。

今回の変更により、被害者が固定資産を所有しており、支援の必要性がある場合は、当該固定資産の所在や種別について申出書に記載することを求めるとともに、本籍地、前住所地に加え固定資産所在市区町村長の固定資産税担当部局に対しても申出書の写しを転送します。

転送を受けた固定資産所在市区町村では、固定資産台帳の閲覧や証明書交付の際には個人情報を適切に取り扱い、必要な措置を講じることとなります。

令和４年８月２５日

（届出先）野田市長

届出者　　野田市長

個人情報取扱事務登録簿変更届出書

| | |
|---|---|
| 事　務　の　名　称 | 固定資産税・都市計画税賦課事務 |
| 届出部課等の名称 | 企画財政部課税課 |
| 変　更　年　月　日 | 令和４年４月８日 |
| 変　更　の　理　由 | 令和４年３月31日付け総行住第32号及び総税固第８号、総務省自治行政局住民制度課長及び同省自治税務局固定資産税課長からの「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置に係る支援措置申出書の様式の変更と留意点について」の通知により、ＤＶ被害者等が固定資産を有している場合又は過去に所有していた場合に、固定資産税が所在する市区町村との連携のため、支援措置申出書の様式が一部変更され、申出を受けた市区町村の住民基本台帳担当課から、固定資産税担当課へ申出書を転送することになったため、収集先について登録簿に記載するもの。 |
| 変　更　内　容 | 「収集先」の欄、本人以外から収集している理由に、『■2号(本人同意)』を加える。 |
| 備　　考 | |

# 個人情報取扱事務登録簿

| 区　　分 | □共通　■個別 |
|---|---|

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 実施機関の名称 | 市長 | 届出部課等の名称 | 企画財政部課税課 | | |
| 関係課等の名称 | | | | | |
| 届出年月日 | H13.4.1 | 開始年月日 | S25.7.31 | 最終変更年月日 | R4.8.25 |
| 事務の名称 | 固定資産税・都市計画税賦課事務 | | | | |
| 事務の目的 | 地方税に関する法令及び野田市税賦課徴収条例に定めるところによって固定資産税・都市計画税の賦課等を行うもの。 | | | | |
| 事務の概要 | 市内に所在する土地及び家屋の登記情報及び建築確認申請等と償却資産を有する者からの申告に基づき賦課に係る基礎情報を入手し、固定資産税賦課の資料として利用するとともに、固定資産名寄帳兼課税台帳及び公図等を電磁的記録の方法により作成・保存し、固定資産価格及び納税義務者を決定し、通知書を送付する。また、納税義務者からの申請に基づき、固定資産税額の減免等を行う。<br>評価等に関する証明書の交付を希望する者から申請を受け、証明書を交付する。 | | | | |
| 対象者 | 市内に所在する固定資産の所有者、証明書の申請者 | | | | |
| 収集項目 要配慮個人情報 | □人種　□信条　□社会的身分　□健康情報　□障がい　□犯罪関係<br>収集する理由【第7条第2項】<br>□1号(法令等)⇒法令等の名称：<br>□2号(公益上特に必要)⇒審査会承認：　　年　　月　　日 | | | | |
| 収集項目 上記以外の項目 | ■氏名　■住所　■年齢・生年月日　■性別　■連絡先　□個人番号　□個人識別符号<br>■本籍･国籍　□家族情報　□学業・職業等　□収入・支出　■資産　□税情報<br>■公的扶助　■相続人、現所有者に関する情報　□＿＿＿　□＿＿＿　□＿＿＿ | | | | |
| 収集先 | ■本人　■実施機関内部（市民課、都市計画課、生活支援課、みどりと水のまちづくり課、防災安全課、市民生活課）<br>■他の実施機関（農業委員会、予防課）<br>■他の官公庁（法務局、税務署、都道府県、市区町村　）<br>□民間・私人　（　　）□その他　（　　）<br>本人以外から収集している理由【第7条第3項】<br>■1号(法令等)⇒法令等の名称：地方税法<br>■2号(本人同意)　■3号(公の情報)　□4号(緊急かつやむを得ない)<br>□5号(所在不明等)　□6号(他の実施機関から)<br>□7号(公益上特に必要)⇒審査会承認：　　年　　月　　日 | | | | |
| 経常的な目的外利用・提供先 | □目的外利用有⇒利用する事務の名称：<br>主な利用項目（　　）<br>■目的外提供有⇒利用する事務の名称：不動産取得税課税事務<br>主な提供項目（氏名、住所、土地及び家屋の税情報　　）<br>（□他の実施機関（　　）■他の官公庁（千葉県　　）<br>□その他（　　）<br>目的外利用・提供の理由【第9条第1項】<br>■1号(法令等) ⇒法令等の名称：地方税法<br>□2号(本人同意)　□3号(公の情報)　□4号(緊急かつやむを得ない)<br>□5号(公益上特に必要)⇒審査会承認：　　年　　月　　日 | | | | |

| | |
|---|---|
| 経常的な目的外利用・提供先 | （略） |
| 経常的な目的外利用・提供先 | ■目的外利用有⇒利用する事務の名称：家庭児童相談関係事務<br>主な利用項目（　登記に関する情報、土地所有者等関連情報　）<br>□目的外提供有⇒利用する事務の名称：<br>主な提供項目（　　）<br>（□他の実施機関（　　）□他の官公庁（　　）<br>□その他（　　））<br>目的外利用・提供の理由【第9条第1項】<br>■1号(法令等) ⇒法令等の名称：児童福祉法<br>□2号(本人同意)　■3号(公の情報)　□4号(緊急かつやむを得ない)<br>□5号(公益上特に必要)⇒審査会承認：　　年　月　日 |
| 外部委託等 | ■外部委託（■クラウドコンピューティング）□複数の外部委託有<br>□指定管理者による管理⇒審査会承認　　年　月　日 |
| 電子計算機結合 | □有【第12条第1項】<br>□1号(法令等)⇒法令等の名称：<br>□2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認　　年　月　日 |
| 個人情報の保存期間 | 1年　3年　5年　10年　永年　常用　その他（２０年）<br>（家屋は、　永年<br>土地は、　２０年<br>償却資産は、７年） |

# 個人情報取扱事務登録簿

| 区　　分 | □共通　■個別 |
|---|---|

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 実施機関の名称 | 市長 | 届出部課等の名称 | 自然経済推進部　農政課 | | |
| 関係課等の名称 | | | | | |
| 届出年月日 | | 開始年月日 | 令和４年１０月 | 最終変更年月日 | |
| 事務の名称 | 新規就農者育成総合対策（経営開始資金）事務 | | | | |
| 事務の目的 | 次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金の交付及びサポートを行うことで、持続可能な力強い農業を実現する。 | | | | |
| 事務の概要 | 交付金の申請書及び就農状況報告に係る資料の提出を受け、資金の交付決定及び継続の可否の審査を行い、通知書の送付、資金の交付等を行う。 | | | | |
| 対象者 | 申請者、保証人、家族 | | | | |
| 収集項目 | 要配慮個人情報 | □人種　□信条　□社会的身分　□健康情報　□障がい　□犯罪関係<br>収集する理由【第7条第2項】<br>□1号(法令等)⇒法令等の名称：<br>□2号(公益上特に必要)⇒審査会承認：　　年　　月　　日 | | | |
| 収集項目 | 上記以外の項目 | ■氏名　■住所　■年齢・生年月日　■性別　■連絡先　□個人番号　□個人識別符号<br>□本籍･国籍　■家族情報　■学業・職業等　■収入・支出　□資産　□税情報<br>■公的扶助　■口座情報　■農地貸借情報　■提出書類に記載の内容　□＿＿＿ | | | |
| 収集先 | | ■本人　□実施機関内部（　　）<br>□他の実施機関（　　）□他の官公庁（　　）<br>■民間・私人　（申請者　　）□その他　（　　）<br>本人以外から収集している理由【第7条第3項】<br>□1号(法令等)⇒法令等の名称：<br>■2号(本人同意)　□3号(公の情報)　□4号(緊急かつやむを得ない)<br>□5号(所在不明等)　□6号(他の実施機関から)<br>□7号(公益上特に必要)⇒審査会承認：　　年　　月　　日 | | | |
| 経常的な目的外利用・提供先 | | □目的外利用有⇒利用する事務の名称：<br>主な利用項目（　　）<br>□目的外提供有⇒利用する事務の名称：<br>主な提供項目（　　）<br>□他の実施機関（　　）□他の官公庁（　　）<br>□その他（　　）<br>目的外利用・提供の理由【第9条第1項】<br>□1号(法令等) ⇒法令等の名称：<br>□2号(本人同意)　□3号(公の情報)　□4号(緊急かつやむを得ない)<br>□5号(公益上特に必要)⇒審査会承認：　　年　　月　　日 | | | |
| 外部委託等 | | □外部委託（□クラウドコンピューティング）　□複数の外部委託有<br>□指定管理者による管理⇒審査会承認　　年　　月　　日 | | | |
| 電子計算機結合 | | □有【第12条第1項】<br>□1号(法令等)⇒法令等の名称：<br>□2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認　　年　　月　　日 | | | |
| 個人情報の保存期間 | | １年　３年　[5年]　10年　永年　常用　その他（　　） | | | |

○事務概要

農業従事者が減少する中、持続可能な力強い農業を実現するには、次世代を担う農業者の育成・確保に向けた取組を総合的に講じていく必要があるため就農直後の経営資金の交付及びサポートを行う。

○事務の流れ

・新規就農者から申請書及び審査に係る書類の提出。
・市は、提出された書類の審査を行い採択、不採択通知の発送を行う。
・新規就農者（採択者）は、資金の申請書兼請求書を市に提出する。
・市は、新規就農者に交付決定を行い、新規就農者に資金交付（年間 150 万円）をする。
・新規就農者は、市に就農状況報告書を提出する。市は、その際就農サポートの助言を行う。
・市は就農状況報告書の内容について二年度以降の審査を行い、要件を満たしていると判断した場合は交付決定を行い、資金交付をする。

（項目について）

・家族情報：世帯所得が 600 万円超えていないか確認するため
・収入・支出：採択にあたり 600 万超えていないか、採択後に資金の用途を確認するため
・口座番号：月 12.5 万円、年間 150 万円の資金交付を行うため
・農地貸借情報：現状報告やサポートでの巡回を行うため

（経営開始資金採択者について）

・独立・自営就農時年齢が原則 50 歳未満の認定新規就農者※1 で次世代を担う農業者となることに強い意欲を有していること

※1 市町村で農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画の認定を受けた者

・次の要件を満たす独立・自営就農であること。
  ・農地の所有権または利用権を交付対象者が有していること
  ・主要な農業機械・施設を交付対象者が所有または借りていること
  ・生産物や生産資材等を交付対象の名義で出荷・取引すること
  ・農産物等の売り上げや経費の支出等を交付対象者の名義で管理する
  ・交付対象者が農業経営に関する主宰権を有している
・青年等就農計画等が、独立・自営就農 5 年後までに農業（自らの生産に係る農産物を使った関連事業も含む。）で生計が成り立つ実現可能な計画であること
・経営の全部または一部を継承する場合、継承する農業経営に従事してから 5 年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に新規作目の導入、経営の多角化等の取り組みを行い、新規参入者と同等の経営リスクを負っていると市町村長に認められること
・実質化された人・農地プラン※２に中心経営体として位置づけられている、もしくは位置

づけられることが確実なこと、または農地中間管理機構から農地を借り受けていること。

※２地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化すること。

・生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複で交付を受けていないこと。また、農の雇用事業及び経営継承・発展支援事業による助成を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

・園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、園芸施設共済等に加入すること、又は加入することが確実と見込まれること

・前年の世帯所得が 600 万円以下であること

・地域コミュニティへの積極的な参加に努め、地域農業の維持発展に向けた活動に協力する意思があること

別紙様式第２号

# 経営開始資金申請追加資料

令和　　年　　月　　日

殿

［申請者］　住　　所：
　　氏　　名：
　　（生年月日：　　年　　月　　日：　　歳）

新規就農者育成総合対策実施要綱の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

なお、実施要綱の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを（保証人の署名を添えて＊2）誓約します。

１　メールアドレス

| |
|---|
| |

２　農業を始めようと思った理由

| |
|---|
| |

３　「人・農地プラン」への位置付け等

| | | |
|---|---|---|
| 集落又は地域名等 | | □位置付けられている　□位置付けられる見込み |
| □農地中間管理機構から農地を借り受けている | | |

４　交付期間（経営開始資金）

| |
|---|
| 年　　月　～　　年　　月 |

５　過去の研修等の経験（農業次世代人材投資事業（準備型）又は就農準備資金交付期間）

| |
|---|
| 年　　月　　日　～　　年　　月　　日 |

6　その他

| | |
|---|---|
| 園芸施設共済等への加入<br>（ 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合のみ) | □　加入している又は加入予定<br>（　　月）<br>□　加入していない |
| 生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等<br>（例： 生活保護制度、雇用保険制度（失業手当） 等) | □　給付等を受けている<br>□　給付等を受けていない |
| 農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業による助成金の交付又は経営継承・発展支援事業による補助金の交付 | □　交付を受けている又は受けたことがある<br>□　交付を受けていない又は受けたことがない |
| 前年の世帯全体の所得＊1 | 万円 |

前年の世帯全体の所得が600万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由（超える場合のみ記入）

| |
|---|
| |

| |
|---|
| *※本欄は交付主体の記入欄*<br>生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無（□有　□無）<br>【所見】 |

7　保証人＊2

| |
|---|
| 住　所<br>氏　名 |
| 住　所<br>氏　名 |

添付書類

別添１：収支計画
別添２：履歴書
別添３：離職票の原本（離職票の提示が可能な場合）
別添４：経営を開始した時期を証明する書類（農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等）
別添５：経営を継承する場合は、従事していた期間が５年以内である事を証明する書類（過去の経歴を証明する書類（就業証明書、卒業証明書、住民票（遠隔地に住んでいた

場合） の写しなど）
別添６：農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類
別添７：通帳の写し
別添８：前年の世帯全員の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付。
別添９：身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

＊１　「世帯」とは本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。
　「所得」とは、地方税法第292条第１項第13号に定める「合計所得金額」。
＊２　保証人を立てる場合は記載する。なお、交付対象者が未成年の場合は、必ず保証人を立てること。また、青年等就農計画等の変更申請で保証人に変更がない場合は記入不要。

別添１

# 収支計画

＊既に農業経営を開始している場合は実績を記載

| | | | 経営開始 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | １年目（　年　月～　年　月） | ２年目（　年　月～　年　月） | ３年目（　年　月～　年　月） | ４年目（　年　月～　年　月） | ５年目（　年　月～　年　月） |
| 農業収入 | ○○（作目） | 経営規模 | | | | | |
| | | 生産量 | | | | | |
| | | 売上高（円） | | | | | |
| | | 経営規模 | | | | | |
| | | 生産量 | | | | | |
| | | 売上高（円） | | | | | |
| | | 経営規模 | | | | | |
| | | 生産量 | | | | | |
| | | 売上高（円） | | | | | |
| | その他 | | | | | | |
| 経営開始資金（円）※ | | | | | | ― | ― |
| 収入計（円）　①（資金を除く） | | | | | | | |

| | | 経営開始 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | １年目（　年　月～　年　月） | ２年目（　年　月～　年　月） | ３年目（　年　月～　年　月） | ４年目（　年　月～　年　月） | ５年目（　年　月～　年　月） |
| 農業経営費（円） | 原材料費 | | | | | |
| | 減価償却費 | | | | | |
| | 出荷販売経費 | | | | | |
| | 雇用労賃 | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 支 出 計（円）② | | | | | | |
| 【参考】設備投資（内容、金額） | | | | | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 所得計（円）①－② | | | | | |

夫婦共同経営の場合はこれらの額の 1.5 倍。

別添２

# 履歴書

１　氏名等

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| (ふりがな) | | | | | |
| 住　所 | 〒□□□－□□□□ | | | | |
| (ふりがな) | | | | | |
| 連絡先 | 〒□□□－□□□□ | | | | |
| (ふりがな) | | 生　年　月　日 | | 性別 | 電話番号 |
| 氏名 | | 年　月　日 | 歳 | 1.男<br>2.女 | |

２　家族構成

| 氏　名 | 続柄 | 生年月日 | 住　所 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

３　学歴等

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 履歴 | 年 | 月 | 学歴・職歴(各別に記入) | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | 年 | 月 | 免許・資格 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

別紙様式第 19号

# 経営書

令和　　年　　月　　日

殿

氏名

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月29日付け３経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記２第６の２の（３）の規定に基づき経営開始資金の交付を申請します。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 交付期間 | 年　月　日 | ～ | 年　月　日 |
| 今回申請する資金の対象期間 | 年　月　日 | ～ | 年　月　日 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 前年の世帯所得※1<br>被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額(※２)を記載 | （ア） | | 円 |
| 今年の交付金額※3（150万円） | （イ） | | 円 |
| 今回の交付申請額 | | | 円 |

| | |
|---|---|
| ・生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等（ 例：生活保護制度、雇用保険制度（ 失業手当）等）<br>・農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業による助成（農業法人等として）、経営継承・発展支援事業による助成 | □　受けている又は受けたことがある<br>□　受けていない又は受けたことがない |

※１　本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母を世帯とする所得が600万円以下であること。

※２　地方税法第 292 条第１項第 13 号に定める「合計所得金額」から、被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額。

※３　夫婦で受給している場合、この額の 1.5 倍を記載すること。

資金の振込口座※

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 金融機関店舗名等 | 銀行　信用金庫　信用組合　労働金庫<br>農業協同組合　信用農業協同組合連合会<br>農林中金 | | | 店・所 | 出張所 |
| | 金融機関コード | | | | |
| | 預金・貯金の種類 | 普通預金･当座預金 | 口座番号 | | |
| | 郵便局　記号 | | （当座）<br>番号 | | |

| | | |
|---|---|---|
| 口座<br>名義人 | （ふりがな）<br>氏　　名 | |

添付書類

・前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書、前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合は税務署等が受理した確定申告書の写し等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、生活費確保の観点から資金を必要とする理由を書面で提出するとともに、当該事情の根拠書類を添付。

# 個人情報取扱事務登録簿

| 区　　分 | □共通　■個別 |
|---|---|

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 実施機関の名称 | 市長 | 届出部課等の名称 | 農政課 | | |
| 関係課等の名称 | | | | | |
| 届出年月日 | | 開始年月日 | 令和4年11月1日 | 最終変更年月日 | |
| 事務の名称 | 野田市肥料価格高騰対策事業に関する事務 | | | | |
| 事務の目的 | 海外情勢の不安定化、円安等の理由による肥料価格の高騰に直面する農業者に対し、肥料費の一部を補助することにより農業経営の安定化を図る | | | | |
| 事務の概要 | 販売農家（令和3年に50万円以上の農産物販売金額があったもの）の肥料費の一部を補助する「野田市肥料価格高騰対策事業補助金」を交付する。交付額は令和3年の肥料費の1割とし、申請者が提出した令和3年の確定申告書に基づき補助する。 | | | | |
| 対象者 | 農業者　先代事業者 | | | | |
| 収集項目 | 要配慮個人情報 | □人種　□信条　□社会的身分　□健康情報　□障がい　□犯罪関係<br>収集する理由【第7条第2項】<br>□1号(法令等)⇒法令等の名称：<br>□2号(公益上特に必要)⇒審査会承認：　　年　　月　　日 | | | |
| 収集項目 | 上記以外の項目 | ■氏名　■住所　□年齢・生年月日　□性別　■連絡先　□個人番号　□個人識別符号<br>□本籍･国籍　□家族情報　□学業・職業等　■収入・支出　□資産　■税情報<br>□公的扶助　■口座情報 | | | |
| 収集先 | | ■本人　■実施機関内部（　課税課　）<br>□他の実施機関（　　）□他の官公庁（　　）<br>■民間・私人　（　申請者　）□その他　（　　）<br>本人以外から収集している理由【第7条第3項】<br>□1号(法令等)⇒法令等の名称：<br>■2号(本人同意)　□3号(公の情報)　□4号(緊急かつやむを得ない)<br>□5号(所在不明等)　□6号(他の実施機関から)<br>□7号(公益上特に必要)⇒審査会承認：　　年　　月　　日 | | | |
| 経常的な目的外利用・提供先 | | □目的外利用有⇒利用する事務の名称：<br>主な利用項目（　　）<br>□目的外提供有⇒利用する事務の名称：<br>主な提供項目（　　）<br>（□他の実施機関（　　）□他の官公庁（　　）<br>□その他（　　））<br>目的外利用・提供の理由【第9条第1項】<br>□1号(法令等) ⇒法令等の名称：<br>□2号(本人同意)　□3号(公の情報)　□4号(緊急かつやむを得ない)<br>□5号(公益上特に必要)⇒審査会承認：　　年　　月　　日 | | | |
| 外部委託等 | | □外部委託（□クラウドコンピューティング）<br>□指定管理者による管理⇒審査会承認　　年　　月　　日 | | | |
| 電子計算機結合 | | □有【第12条第1項】<br>□1号(法令等)⇒法令等の名称：<br>□2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認　　年　　月　　日 | | | |
| 個人情報の保存期間 | | 1年　3年　[5年]　10年　永年　常用　その他（　　） | | | |

# 個人情報取扱事務登録簿

| 区　　分 | □共通　■個別 |
|---|---|

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 実施機関の名称 | 市長 | 届出部課等の名称 | 農政課 | | |
| 関係課等の名称 | | | | | |
| 届出年月日 | 令和4年9月12日 | 開始年月日 | 令和4年11月1日 | 最終変更年月日 | |
| 事務の名称 | 野田市飼料価格高騰対策事業に関する事務 | | | | |
| 事務の目的 | 海外情勢の不安定化、円安等の理由による飼料価格の高騰に直面する農業者に対し、飼料費の一部を補助することにより農業経営の安定化を図る | | | | |
| 事務の概要 | 野田市家畜防疫会の会員である畜産農家の飼料費の一部を補助する「野田市飼料価格高騰対策事業補助金」を交付する。交付額は乳牛4,000円/頭、肉用豚600円/頭、採卵鶏・肉養鶏40円/頭。 | | | | |
| 対象者 | 申請者 | | | | |
| 収集項目 | 要配慮個人情報 | □人種　□信条　□社会的身分　□健康情報　□障がい　□犯罪関係<br>収集する理由【第7条第2項】<br>□1号(法令等)⇒法令等の名称：<br>□2号(公益上特に必要)⇒審査会承認：　　年　　月　　日 | | | |
| 収集項目 | 上記以外の項目 | ■氏名　■住所　□年齢・生年月日　□性別　■連絡先　□個人番号　□個人識別符号<br>□本籍･国籍　□家族情報　□学業・職業等　□収入・支出　■資産　□税情報<br>□公的扶助　■口座情報 | | | |
| 収集先 | | ■本人　□実施機関内部（　　）<br>□他の実施機関（　　）□他の官公庁（　　）<br>□民間・私人　（　　）□その他　（　　）<br>本人以外から収集している理由【第7条第3項】<br>□1号(法令等)⇒法令等の名称：<br>□2号(本人同意)　□3号(公の情報)　□4号(緊急かつやむを得ない)<br>□5号(所在不明等)　□6号(他の実施機関から)<br>□7号(公益上特に必要)⇒審査会承認：　　年　　月　　日 | | | |
| 経常的な目的外利用・提供先 | | □目的外利用有⇒利用する事務の名称：<br>主な利用項目（　　）<br>□目的外提供有⇒利用する事務の名称：<br>主な提供項目（　　）<br>（□他の実施機関（　　）□他の官公庁（　　）<br>□その他（　　））<br>目的外利用・提供の理由【第9条第1項】<br>□1号(法令等) ⇒法令等の名称：<br>□2号(本人同意)　□3号(公の情報)　□4号(緊急かつやむを得ない)<br>□5号(公益上特に必要)⇒審査会承認：　　年　　月　　日 | | | |
| 外部委託等 | | □外部委託（□クラウドコンピューティング）<br>□指定管理者による管理⇒審査会承認　　年　　月　　日 | | | |
| 電子計算機結合 | | □有【第12条第1項】<br>□1号(法令等)⇒法令等の名称：<br>□2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認　　年　　月　　日 | | | |
| 個人情報の保存期間 | | 1年　3年　[5年]　10年　永年　常用　その他（　　） | | | |

肥料価格等高騰対策事業補助金

## 1　事務の目的と内容

海外情勢の不安定化、原油価格の高騰、円安等の理由により令和４年の化学肥料価格及び飼料の高騰に直面する農業者に対し、補助金を交付することで、農業経営の安定化を図ることを目的としています。

補助対象者及び補助額は次のとおりとなります（いずれも上限３０万円）

①　肥料価格高騰対策事業補助金

対象者：市内在住の個人又は市内に本社を置く法人で、令和３年に５０万円以上の農産物販売金額があり、現に営農をし、今後も継続する者

補助額：令和３年確定申告の肥料費の１割に当たる額

②　飼料価格高騰対策事業補助金

対象者：野田市家畜防疫会の会員で、現に営農し、今後も継続する者。

補助額：

- 乳牛　１頭当たり４，０００円
- 肉養豚　１頭当たり６００円
- 採卵鶏、肉養鶏　１羽当たり４０円

## 2　事務の流れ

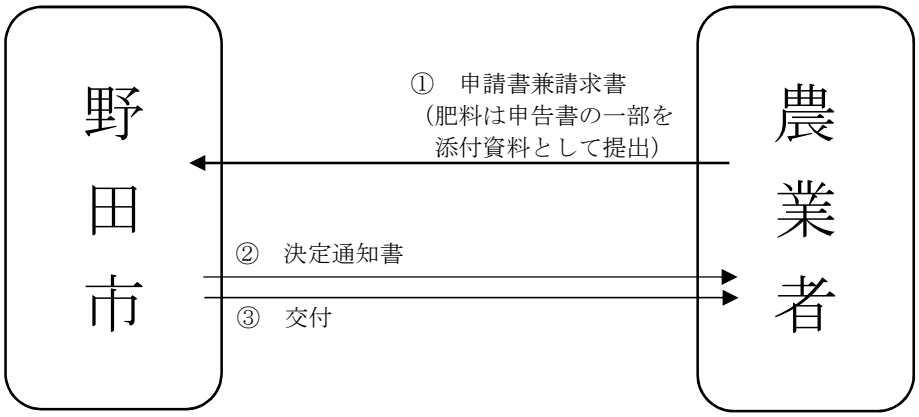


①　農業者は「申請書兼請求書」及び振込先の銀行口座の通帳の写しを提出。
　肥料価格高騰対策については、Ｒ３確定申告書を併せて提出

②　市は提出された書類を審査し、交付決定通知書を農業者へ送付

③　②と並行して補助額を算定し、補助金を交付

## 3　交付後の確認事項

営農を継続できない農業者は、営農休止届を提出する。また、市も営農継続要件を確認するため、現地調査のほか、肥料価格高騰対策については課税課の申告データの確認を行う。

年　　月　　日

（宛先）野田市長

住　　所
申請者　氏　　名　　㊞
電話番号

# 野田市肥料価格高騰対策事業補助金交付申請書兼請求書

野田市肥料価格高騰対策事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請（請求）します。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 申請(請求)額 | 令和３年度の肥料費の額 | ,　　,　　円 | |
| | 補助金の申請（請求）額 | ,　０　０　円<br>※肥料費の額の１０分の１の額が補助額となります（100円未満切捨て）<br>※上限は３０万円となります | |
| 口座情報 | 金融機関名 | | 銀行・農協<br>金庫・組合 |
| | 支店名 | | 支店<br>本店 |
| | 口座番号 | 普通<br>当座 | |
| | ふりがな<br>口座名義人 | | |
| 誓約事項（チェックを記入） | □ | 私は１０月１日から本日まで、継続して野田市に住民登録されています。 | |
| | □ | 私は申請日時点で農業に従事しており、今後も農業を続けます。 | |
| 同意事項（チェックを記入） | □ | 上記事実を、野田市保有の公簿等により市の職員が確認することに同意します。 | |

添付資料

年　　月　　日

（宛先）野田市長

住　　所
申請者　氏　　名　　㊞
電話番号

野田市飼料価格高騰対策事業補助金交付申請書兼請求書

野田市飼料価格高騰対策事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請（請求）します。

<table>
<tr><td rowspan="3">申請（請求）額</td><td>飼養頭（羽）数</td><td>種別<br>（いずれかに○）<br>頭(羽)数</td><td colspan="8">乳用牛　肉用豚　採卵鶏　肉養鶏<br>,　頭羽</td></tr>
<tr><td>補助金の<br>申請（請求）額</td><td colspan="8">,　円</td></tr>
<tr><td colspan="10">※１頭（羽）当たり補助額は、<br>乳用牛4,000円、肉用牛600円、採卵鶏・肉養鶏40円です。<br>※上限は３０万円となります</td></tr>
<tr><td rowspan="4">口座情報</td><td>金融機関名</td><td colspan="8"></td><td>銀行・農協<br>金庫・組合</td></tr>
<tr><td>支店名</td><td colspan="8"></td><td>支店<br>本店</td></tr>
<tr><td>口座番号</td><td>普通<br>当座</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>ふりがな<br>口座名義人</td><td colspan="9"></td></tr>
<tr><td colspan="2">誓約事項<br>（チェックを記入）</td><td>□</td><td colspan="8">私は申請日時点で農業に従事しており、今後も農業を続けます。</td></tr>
</table>

添付書類

# 個人情報取扱事務登録簿

| 区　　分 | □共通　■個別 |
|---|---|

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 実施機関の名称 | 市長 | | 届出部課等の名称 | 健康子ども部　保健センター | |
| 関係課等の名称 | | | | | |
| 届出年月日 | R4.8.5 | 開始年月日 | R4.8.5 | 最終変更年月日 | |
| 事務の名称 | 新型コロナウイルス感染症検査キット配付・陽性者登録センターに関する事務 | | | | |
| 事務の目的 | 重傷化リスクの低い市民を対象に新型コロナウイルス感染症検査キットの配付を行い、陽性の場合は医師が新型コロナウイルス感染症発生届の作成及び知事宛ての提出を行うことで、新型コロナウイルス感染症感染拡大によりひっ迫する市内発熱外来の混雑を緩和し、重症化リスクの高い方の受診機会を確保するとともに、医療機関の負担を軽減する。 | | | | |
| 事務の概要 | ・検査キットの配布<br>1　検査キットを必要とする要件を満たす市民は、インターネットから申込みを行う。<br>2　市は、申込者に対して、検査キットを郵送する。<br>3　申込者は、検査キットを使用して検査する。<br>・陽性者登録<br>1　検査キット申込者又は自己調達の検査キット使用者は、検査結果が陽性の場合、インターネットによる陽性者登録を行う。<br>2　登録した陽性者について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき医師が新型コロナウイルス感染症発生届の作成及び知事宛ての提出を行う。市は医師による発生届の情報を収集しない。 | | | | |
| 対象者 | 申込者、登録者 | | | | |
| 収集項目 | 要配慮個人情報 | □人種　□信条　□社会的身分　□健康情報　□障がい　□犯罪関係<br>収集する理由<br>□1号(法令等)⇒法令等の名称：<br>□2号(公益上特に必要)⇒審査会承認：　　年　　月　　日 | | | |
| | 上記以外の項目 | ■氏名　■住所　■年齢・生年月日　□性別　■連絡先　□個人番号　□個人識別符号<br>□本籍･国籍　□家族情報　□学業・職業等　□収入・支出　□資産　□税情報<br>□公的扶助　■濃厚接触者又は軽度有症状がある等の配布条件に合致するための申出内容 | | | |
| 収集先 | | ■本人　□実施機関内部<br>□他の実施機関（　　）□他の官公庁（　　）<br>□民間・私人　□その他（　　）<br>本人以外から収集している理由<br>□1号(法令等)<br>□2号(本人同意)　□3号(公の情報)　□4号(緊急かつやむを得ない)<br>□5号(所在不明等)　□6号(他の実施機関から)<br>□7号(公益上特に必要)⇒審査会承認：　　年　　月　　日 | | | |
| 経常的な目的外利用・提供先 | | □目的外利用有⇒利用する事務の名称：<br>主な利用項目（　　）<br>□目的外提供有⇒利用する事務の名称：<br>主な提供項目（　　）<br>（□他の実施機関（　　）□他の官公庁（　　）<br>□その他（　　））<br>目的外利用・提供の理由<br>□1号(法令等) ⇒法令等の名称：<br>□2号(本人同意)　□3号(公の情報)　□4号(緊急かつやむを得ない)<br>□5号(公益上特に必要)⇒審査会承認：　　年　　月　　日 | | | |
| 外部委託等 | | ■外部委託（■クラウドコンピューティング）■複数の外部委託有<br>□指定管理者による管理⇒審査会承認　　年　　月　　日 | | | |
| 電子計算機結合 | | □有【第12条第1項】<br>□1号(法令等)⇒法令等の名称：<br>□2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認　　年　　月　　日 | | | |

| | |
|---|---|
| 個人情報の保存期間 | 1年　3年　[5年]　10年　永年　常用　その他 |

令和４年８月５日

野田市情報公開・個人情報保護審査会

会長　　須　賀　　昭　徳　　様

報告者　　野田市長

個人情報取扱事務の委託に係る個人情報保護措置報告書

野田市個人情報保護条例第１３条第３項の規定により、次のとおり報告いたします。

| | |
|---|---|
| 事務の名称 | 新型コロナウイルス感染症検査キット配付・陽性者登録センターに関する事務 |
| 届出部課等の名称 | 健康子ども部保健センター |
| 委託開始年月日 | 令和４年８月５日 |
| 委託する事務 | ・申込 WEB サイトの制作及び運用業務<br>・検査結果の報告用 WEB サイトの制作及び運用業務<br>・抗原検査キットの手配、配送、在庫管理業務<br>・問合せに対応するコールセンター設置及び運用業務<br>・抗原検査陽性者への診断（医師）業務 |
| 個人情報を保護するための措置 | 委託契約書に個人情報に関する特記事項及び情報セキュリティ特記事項を付し、これを遵守させることとした。 |
| 備考 | |

# 新型コロナウイルス感染症検査キット配付・陽性者登録センターに関する事務の登録について

○事務について

重症化リスクの低い市民を対象に、市ホームページの専用サイト（外部リンク）により、新型コロナウイルス感染症検査キット申込及び陽性者登録を受け付けることで、新型コロナウイルス感染症感染拡大によりひっ迫する市内発熱外来の混雑を緩和し、重症化リスクの高い方の受診機会を確保するとともに、医療機関の負担を軽減する。

## １、検査キットの配布

（１）対象者

濃厚接触者または軽度の有症状者であって、次の要件を全て満たす者

・野田市に住民登録がある者（在勤・在学・長期滞在者、私書箱は対象外）

・次のいずれかに該当する者

1. 40歳未満の者
2. 40歳以上65歳未満で複数の基礎疾患等がない者

・妊娠していない者

（２）事務の流れ

①検査キットを必要とする市民は専用サイトから申込みを行う。

②市は、申込者に対して、検査キットの配付を郵送で行う。（配送先は野田市内限定）

③申込者は、検査キットを使用して検査する。

## ２、陽性者登録

（１）対象者

自ら実施した医療用抗原検査キットによる検査の結果または医療機関を受診せずに受けたPCR検査の結果が陽性であって、次の要件を全て満たす者

・野田市に住民登録がある者（在勤・在学・長期滞在者、私書箱は対象外）

・次のいずれかに該当する者

1. 40歳未満の者
2. 40歳以上65歳未満で複数の基礎疾患等がない者

・妊娠していない者

（２）事務の流れ

①検査キット申込者又は自己調達の検査キット使用者で結果が陽性のものは、専用サイトから陽性者登録を行う。

②登録された陽性者について、医師が新型コロナウイルス感染症発生届の作成及び知事宛ての提出を行う。

※専用サイト上にて入力される発生届情報については、医師が新型コロナウイルス感染症発生届の作成をするために収集され、市は保有しない。

業務は委託するため、個人情報取扱事務の委託に係る個人情報保護措置報告書を提出するもの。委託契約書に個人情報に関する特記事項及び情報セキュリティ特記事項を付し、これを遵守させることとする。

野田市
Noda City

# 【野田市】
# 濃厚接触者となられた方のための
# 検査キット申込サイト

診療・検査医療機関での検査・受診の集中を緩和するため、

濃厚接触者となられた方が、症状の出た場合に抗原定性検査キットで自ら検査していただけるよう、

希望する濃厚接触者の方に検査キットを配付しています。

## キット配付条件（対象者）

### 以下の条件をいずれも満たす方

濃厚接触者（濃厚接触者とは？：https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/kansenshou/nokousessyokusya.html）

であって、次の要件を全て満たす方

- 野田市在住の方（市内に長期的に滞在されている方も含みます。私書箱は除きます。）
- ６５歳未満の方（５０歳から６４歳までの、ワクチン接種２回未満の方は対象外とします。）
- 基礎疾患（慢性閉そく性肺疾患、糖尿病、脂質異常症、高血圧症、慢性腎臓病、悪性腫瘍、固形臓器移植後の免疫不全等）及び肥満（ＢＭＩ３０以上）のない方（ＢＭＩとは？：https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/dictionary/metabolic/ym-002.html）
- 妊娠している可能性のない方
- 問い合わせ等について、SMS（ショートメッセージサービス）やメールでの連絡が可能な方

## 申込受付期間

### 令和４年８月４日（木）から当面の間

**検査キットを転売することは法律で禁止されています**

# お申込み

## 配付条件の確認

**配付を希望される方（ご家族分も含む）は、重症化リスク因子(*)に該当はありませんか。** 必須

☐ はい、ありません。

*重症化リスク因子とは
慢性閉塞性肺疾患、糖尿病、脂質異常症、高血圧症、慢性腎臓病、悪性腫瘍、固形臓器移植後の免疫不全等、肥満（BMI30以上）、妊娠中（可能性も含む）

**野田市在住の方（野田市に、長期的に滞在されている方も含みます。私書箱は除きます。）ですか。** 必須

☐ はい、そうです。

**濃厚接触者ですか。** 必須

☐ はい、そうです。

**「５０歳未満」又は「５０歳から６４歳までで２回以上ワクチンを接種済み」ですか。** 必須

☐ はい、そうです。

## 申込者情報

**名前（漢字・その他）** 必須

姓　　名

**名前（フリガナ）** 必須

セイ　　メイ

**住所** 必須

郵便番号

0000000

都道府県

選択してください

市区町村番地

マンション・ビル名

**生年月日（年）** 必須

選択してください

※６５歳未満が対象です。ただし、５０歳から６４歳までのワクチン接種２回未満の方は対象外です。

**生年月日（月／日）** 必須

-- 月 -- 日

**日中に連絡のつく電話番号（携帯電話可）** 必須

（入力例：0430001234）※ハイフン不要

**メールアドレス** 必須

info@example.com

確認用

**患者との最終接触日（2022年）** 必須

-- 月 -- 日

**申込セット数** 必須

選択してください

キットの配付は1人1個とし、本人または世帯単位（最大5人分まで）の申込みが可能です。

**個人情報の取扱いへの同意** 必須

同意する

個人情報の取扱いを表示する

個人情報の保護

野田市は「野田市個人情報保護条例(平成12年野田市条例第25号)」に基づいて個人情報（本事業を通じて収集した住所、氏名、電話番号など、特定の個人が識別できる情報をいいます。）を厳重に管理し、漏洩、不正流用、改ざんの防止に適切な対策を講じています。

（１）収集した個人情報は、下記の目的で利用し、法令・条例上の要請等によるものを除き、目的外の利用及び第三者への提供を行いません。

・検査キットの配付及び陽性者の診断に係る確認等

・問い合わせに対する回答及び問い合わせ履歴管理

・その他、野田市又は受託事業者（シミックソリューションズ株式会社をいう。以下同じ。）が必要と認める場合

（２）本事業の受託事業者は、個人情報保護法及び野田市との契約において定める個人情報の守秘義務を遵守し、本事業の実施にあたります。

（３）申請者が申請フォームを利用して受託事業者へ送信する個人情報は、データの暗号化によって保護されます。

（４）受託事業者において、個人情報を取り扱う範囲は必要最小限とし、個人情報保護法・条例等の規定に違反して保有する個人情報を漏らした者には、法令等に基づく罰則を適用します。

個人情報の取扱いについて同意の上、チェックしてください

確認画面へ

このページの通信は
暗号化されています

## お問い合わせ先

「野田市新型コロナウイルス感染症検査キット申込問合せセンター」

TEL：0120-750-780　9時～18時（8/4のみ16時～18時）

Copyright (C) [illegible] All Rights Reserved.

野田市
Noda City

# 【野田市】
# 有症状者となられた方のための検査キット申込サイト

診療・検査医療機関での検査・受診の集中を緩和するため、
抗原定性検査キットで自ら検査していただけるよう、
希望する有症状者の方に検査キットを配付しています。

## キット配付条件（対象者）

### 以下の条件をいずれも満たす方

軽度の有症状者（発熱、せき、くしゃみ、息苦しさなどの症状）
であって、次の要件を全て満たす方

- 野田市在住の方（市内に、長期的に滞在されている方も含みます。私書箱は除きます。）
- ６５歳未満の方（５０歳から６４歳までの、ワクチン接種２回未満の方は対象外とします。）
- 基礎疾患（慢性閉そく性肺疾患、糖尿病、脂質異常症、高血圧症、慢性腎臓病、悪性腫瘍、固形臓器移植後の免疫不全等）及び肥満（ＢＭＩ３０以上）のない方（ＢＭＩとは？：https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/dictionary/metabolic/ym-002.html）
- 妊娠している可能性のない方
- 問い合わせ等について、SMS（ショートメッセージサービス）やメールでの連絡が可能な方

## 申込受付期間

### 令和４年８月４日（木）から当面の間

**検査キットを転売することは法律で禁止されています**

# お申し込み

## 配付条件の確認

**配付を希望される方（ご家族分も含む）は、重症化リスク因子(*)に該当はありませんか。** 必須

はい、ありません。

*重症化リスク因子とは
慢性閉塞性肺疾患、糖尿病、脂質異常症、高血圧症、慢性腎臓病、悪性腫瘍、固形臓器移植後の免疫不全等、肥満（BMI30以上）、妊娠中（可能性も含む）

**野田市在住の方（野田市に、長期的に滞在されている方も含みます。私書箱は除きます。）ですか。** 必須

はい、そうです。

**軽度の有症状ですか。** 必須

はい、そうです。

**「５０歳未満」または「５０歳から６４歳までで２回以上ワクチンを接種済み」ですか。** 必須

はい、そうです。

## 申込者情報

**名前（漢字・その他）** 必須

姓　　名

**名前（フリガナ）**

メイ　　メイ

**住所** 必須

郵便番号

0000000

都道府県

選択してください

市区町村番地

マンション・ビル名

**生年月日（年）** 必須

選択してください

※６５歳未満が対象です。ただし、５０歳から６４歳までのワクチン接種２回未満の方は対象外です。

**生年月日（月日）** 必須

-- 月 -- 日

**日中に連絡のつく電話番号（携帯電話可）** 必須

（入力例：0430001234）※ハイフン不要

**メールアドレス** 必須

info@example.com

確認用

**申込セット数** 必須

選択してください

キットの配付は1人1個とし、本人または世帯単位（最大5人分まで）の申込みが可能です。

**個人情報の取扱いへの同意** 必須

☐ 同意する

**個人情報の取扱いを表示する**

個人情報の保護

野田市は「野田市個人情報保護条例(平成12年野田市条例第25号)」に基づいて個人情報（本事業を通じて収集した住所、氏名、電話番号など、特定の個人が識別できる情報をいいます。）を厳重に管理し、漏洩、不正流用、改ざんの防止に適切な対策を講じています。

（１）収集した個人情報は、下記の目的で利用し、法令・条例上の要請等によるものを除き、目的外の利用及び第三者への提供を行いません。

・検査キットの配付及び陽性者の診断に係る確認等

・問い合わせに対する回答及び問い合わせ履歴管理

・その他、野田市又は受託事業者（シミックソリューションズ株式会社をいう。以下同じ。）が必要と認める場合

（２）本事業の受託事業者は、個人情報保護法及び野田市との契約において定める個人情報の守秘義務を遵守し、本事業の実施にあたります。

（３）申請者が申請フォームを利用して受託事業者へ送信する個人情報は、データの暗号化によって保護されます。

（４）受託事業者において、個人情報を取り扱う範囲は必要最小限とし、個人情報保護法・条例等の規定に違反して保有する個人情報を漏らした者には、法令等に基づく罰則を適用します。

個人情報の取扱いについて同意の上、チェックしてください

確認画面へ

このページの通信は暗号化されています

# お問い合わせ先

「野田市新型コロナウイルス感染症検査キット申込問合せセンター」

TEL：0120-750-780　9時～18時（8/4のみ16時～18時）

# 野田市
Noda City

## 【野田市】
## 新型コロナウイルス感染症
## 陽性者登録サイト

本人自ら実施した抗原定性検査キット等の検査（いわゆる自己検査）の結果が陽性であった方を対象に、
医師が陽性者であることを確認して感染症法上の「発生届」の作成・提出を行うために
必要な情報の登録を

必要な情報の登録を
行っていただくためのサイトです。

# 対象者

「自ら実施した医療用抗原検査キット（*1）による検査の結果」
　または
「医療機関を受診せずに受けたPCR検査（無料検査、自費検査の種類を問いません）の結果」が陽性であった方
であって、次の要件を全て満たす方

- 現在、新型コロナウイルス感染症について無症状又は軽症である方
- 野田市在住の方（市内に、長期的に滞在されている方も含みます。私書箱は除きます。）
- ６５歳未満の方（５０歳から６４歳までの、ワクチン接種２回未満の方は対象外とします。）
- 基礎疾患（慢性閉そく性肺疾患、糖尿病、脂質異常症、高血圧症、慢性腎臓病、悪性腫瘍、固形臓器移植後の免疫不全等）及び肥満（ＢＭＩ３０以上）のない方
（ＢＭＩとは？：https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/dictionary/metabolic/ym-002.html）
- 妊娠している可能性のない方
- 問い合わせ等について、SMS（ショートメッセージサービス）やメールでの連絡が可能な方

（*1）体外診断用医薬品として国に承認されたものに限ります。
承認リストはこちら：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html

上記に該当しない方や薬剤の処方を受けたい方等は、医療機関を受診してください。
また、症状が急変したときは、ためらわずに救急車（１１９番）を要請してください。

# 申込受付期間

## 令和４年８月４日（木）から当面の間

# お申し込み

## 申込者情報

### 名前（漢字・その他）

姓　　名

（入力例：千葉　太郎）

### 名前（フリガナ）

セイ　　メイ

（入力例：チバ　タロウ）

### 所在地

郵便番号

0000000

都道府県

選択してください

市区町村番地

マンション・ビル名

### 生年月日（年）

選択してください

※６５歳未満が対象です。ただし、５０歳から６４歳までのワクチン接種２回未満の方は対象外です。

**生年月日（月／日）** 必須

-- 月 -- 日

**携帯電話番号** 必須

（入力例：08012341234）※ハイフン不要

**陽性診断後、医師より非通知でご連絡しますので、非通知拒否設定の場合は、一時的に解除してくださいますようお願いいたします。**

**固定電話番号** 任意

（入力例：0430001234）※ハイフン不要

**メールアドレス** 必須

info@example.com

確認用

登録されますと、受付完了メールが送られます

# 発生届情報

**（感染症法上必要となる発生届を保健所に提出するにあたり必要な項目です）**

**性別** 必須

- ○ 男
- ○ 女
- ○ その他

**検体採取日（2022年）** 必須

-- 月 -- 日

**発症年月日（2022年）** 必須

-- 月 -- 日

**ワクチン接種歴（回数）** 必須

選択してください

**直近のワクチン接種年月日（年）** 任意

選択してください

**直近のワクチン接種年月日（月日）** 任意

-- 月 -- 日

**直近に接種したワクチン** 任意

選択してください

**重症化リスク因子の有無** 必須

- [ ] 無し
- [ ] 慢性呼吸器疾患（慢性閉そく性肺疾患以外）
- [ ] 心血管疾患
- [ ] 脳血管疾患
- [ ] 喫煙歴
- [ ] その他

**！注意！**
**下記重症化リスク因子に該当する方は、本制度の対象外です。**
**事前に検査結果が陽性であったことを伝えた上で医療機関を受診してください。**

- **悪性腫瘍**
- **慢性腎臓病**

・免疫抑制剤
・高血圧
・糖尿病
・脂質異常症
・肥満（BMI３０以上）

・臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用、その他の事由による免疫機能の低下
・妊娠
・慢性閉そく性肺疾患

**現在の症状** ※※

症状あり

症状なし

---

**※画像アップロードについての注意事項※**
**登録できるファイルのサイズは、 合計8MB まで。**
**ファイル数は合計5個まで。**
**登録できるファイルの種類は、**
**画像ファイル(jpg,jpeg,gif,png,bmp)、PDFファイルです。**

---

**本人確認書類①** ※※

ファイルの選択 ファイルが選択されていません

**（運転免許証、健康保険証、個人番号カード（マイナンバーカード）※通知カード不可、など。）※いずれも有効期限内のもの**
※氏名、生年月日がわかるような画像をご用意ください。
※運転免許証は裏表の両面をご用意ください。（片面ずつ「本人確認用書類①、②」に添付してください。）
※マイナンバーカードは、表面のみ添付してください。（裏面不要。１２ケタのマイナンバーは載せないでください。）

**本人確認書類②** 任意

ファイルの選択 ファイルが選択されていません

本人確認書類ファイルが2枚ある場合、ご利用ください。
（運転免許証を本人確認書類として利用する方は、片面ずつ「本人確認書類①、②」に添付してください。

## 検査情報

### 自身による検査に使用した検査キットの品目名・製造販売事業者名 必須

選択してください

### 検査結果が確認できる写真（写真については、注意事項を御確認ください。） 必須

ファイルの選択 ファイルが選択されていません

【注意事項（添付写真）】

・検査キットの場合

検査キットの判定ラインが確認できる写真

※判定ラインが明確に確認できるよう撮影をお願いいたします。

・抗原定量検査 又は PCR検査の場合

検査実施事業所が発出した「検査結果通知書」が確認できる画像。又は「アプリの検査結果を示す画面」が確認できる画像

## 誓約事項

**・「対象者」に該当していることに間違いありません。**
**・登録内容に誤りはありません。**
**・アップロードした本人確認書類は、登録者本人のもので間違いありません。**
**・検査キット等の検査結果画像は、登録者本人のもので間違いありません。**

### 以上の内容に間違いはありません。 必須

はい

### 個人情報の取扱いへの同意 必須

同意する

個人情報の取扱いを表示する

個人情報の保護

野田市は「野田市個人情報保護条例(平成12年野田市条例第25号)」に基づいて個人情報（本事業を通じて収集した住所、氏名、電話番号など、特定の個人が識別できる情報をいいます。）を厳重に管理し、漏洩、不正流用、改ざんの防止に適切な対策を講じています。

（１）収集した個人情報は、下記の目的で利用し、法令・条例上の要請等によるものを除き、目的外の利用及び第三者への提供を行いません。

・検査キットの配付及び陽性者の診断に係る確認等

・問い合わせに対する回答及び問い合わせ履歴管理

・その他、野田市又は受託事業者（シミックソリューションズ株式会社をいう。以下同じ。）が必要と認める場合

（２）本事業の受託事業者は、個人情報保護法及び野田市との契約において定める個人情報の守秘義務を遵守し、本事業の実施にあたります。

（３）申請者が申請フォームを利用して受託事業者へ送信する個人情報は、データの暗号化によって保護されます。

（４）受託事業者において、個人情報を取り扱う範囲は必要最小限とし、個人情報保護法・条例等の規定に違反して保有する個人情報を漏らした者には、法令等に基づく罰則を適用します。

個人情報の取扱いについて同意の上、チェックしてください

確認画面へ

このページの通信は暗号化されています

## お問い合わせ先

「野田市新型コロナウイルス感染症陽性者登録　問合せセンター」

TEL：0120-822-838　9時～18時（8/4のみ16時～18時）

Copyright (C) City Node, All rights Reserved

令和４年９月６日

（届出先）野田市長

届出者　野田市代表監査委員　栗林　徹

個人情報取扱事務登録簿変更届出書

| | |
|---|---|
| 事　務　の　名　称 | 住民監査請求に基づく監査に関する事務 |
| 届出部課等の名称 | 野田市監査委員事務局 |
| 変　更　年　月　日 | 令和４年９月６日 |
| 変　更　の　理　由 | 住民監査請求の会議録作成について外部委託をしていたものを、事務局職員による作成に切り替えたため。 |
| 変　更　内　容 | 外部委託等欄の外部委託を削除する。 |
| 備　　考 | |

# 個人情報取扱事務登録簿

| 区　　分 | □共通　■個別 |
|---|---|

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 実施機関の名称 | 監査委員 | 届出部課等の名称 | 監査委員事務局 | | |
| 関係課等の名称 | | | | | |
| 届出年月日 | H13.4.1 | 開始年月日 | S22.4.17 | 最終変更年月日 | R4.9.6 |
| 事務の名称 | 住民監査請求に基づく監査に関する事務 | | | | |
| 事務の目的 | 住民による普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実（職務懈怠）についての予防、是正を目的としている。 | | | | |
| 事務の概要 | 住民監査請求は、住民が、市長や市の職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結などの野田市の財務会計上の行為が違法又は不当であると認めるときに、これを証明する書面を添えて、監査委員に対し監査を求め、必要な処置を講ずべきことを請求する制度であり、その請求をもとに監査を行うもの。 | | | | |
| 対象者 | 請求者及び請求内容等に記載された第三者 | | | | |
| 収集項目 | 要配慮個人情報 | □人種　□信条　□社会的身分　□健康情報　□障がい　□犯罪関係<br>収集する理由【第7条第2項】<br>□1号(法令等)⇒法令等の名称：<br>□2号(公益上特に必要)⇒審査会承認：　　年　　月　　日 | | | |
| | 上記以外の項目 | ■氏名　■住所　□年齢・生年月日　□性別　■連絡先　□個人番号　□個人識別符号<br>□本籍・国籍　□家族情報　□学業・職業等　□収入・支出　□資産　□税情報<br>□公的扶助　■意見・要望等　■請求内容等に記載された第三者情報<br>■住民票の写しに記載の情報 | | | |
| 収集先 | | ■本人　　□実施機関内部（　　）<br>■他の実施機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長、議会）<br>□他の官公庁　（　　）　□民間・私人（　　）　□その他（　　）<br>本人以外から収集している理由【第7条第3項】<br>■1号(法令等)⇒法令等の名称：　地方自治法<br>■2号(本人同意)　□3号(公の情報)　□4号(緊急かつやむを得ない)<br>□5号(所在不明等)　□6号(他の実施機関から)<br>□7号(公益上特に必要)⇒審査会承認：　　年　　月　　日 | | | |
| 経常的な目的外利用・提供先 | | □目的外利用有⇒利用する事務の名称：<br>主な利用項目（　　）<br>□目的外提供有⇒利用する事務の名称：<br>主な提供項目（　　）<br>（□他の実施機関（　　）□他の官公庁（　　）<br>□その他（　　））<br>目的外利用・提供の理由【第9条第1項】<br>□1号(法令等)⇒法令等の名称：<br>□2号(本人同意)　□3号(公の情報)　□4号(緊急かつやむを得ない)<br>□5号(公益上特に必要)⇒審査会承認：　　年　　月　　日 | | | |
| 外部委託等 | | □外部委託（□クラウドコンピューティング）□複数の外部委託有<br>□指定管理者による管理⇒審査会承認　　年　　月　　日 | | | |
| 電子計算機結合 | | □有【第12条第1項】<br>□1号(法令等)⇒法令等の名称：<br>□2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認　　年　　月　　日 | | | |
| 個人情報の保存期間 | | 1年　3年　5年　10年　永年　常用　その他（　　） | | | |

令和４年９月６日

（届出先）野田市長

届出者　野田市代表監査委員　栗林　徹

個人情報取扱事務登録簿変更届出書

| | |
|---|---|
| 事　務　の　名　称 | 財政援助団体等に対する監査に関する事務 |
| 届出部課等の名称 | 野田市監査委員事務局 |
| 変　更　年　月　日 | 令和４年９月６日 |
| 変　更　の　理　由 | 財政援助団体等に対する監査の会議録作成について外部委託していたものを、事務局職員による作成に切り替えたため |
| 変　更　内　容 | 外部委託等欄の外部委託を削除する。 |
| 備　　考 | |

# 個人情報取扱事務登録簿

| 区　　分 | □共通　■個別 |
|---|---|

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 実施機関の名称 | 監査委員 | 届出部課等の名称 | 監査委員事務局 | | |
| 関係課等の名称 | | | | | |
| 届出年月日 | H30.9.3 | 開始年月日 | S25.5.4 | 最終変更年月日 | R4.9.6 |
| 事務の名称 | 財政援助団体等に対する監査に関する事務 | | | | |
| 事務の目的 | 市が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査し、市の行財政運営の健全化に寄与することを目的としている。 | | | | |
| 事務の概要 | 市が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体等の中から、監査委員が必要であると認めた団体等から財務状況等の資料の提出を求め、市から支出されている補助金等が適正に運用されているかを監査し、意見具申、調査の結果報告等を行う。 | | | | |
| 対象者 | 監査対象法人（団体）の職員（社員） | | | | |
| 収集項目 | 要配慮個人情報 | □人種　□信条　□社会的身分　□健康情報　□障がい　□犯罪関係<br>収集する理由【第7条第2項】<br>□1号(法令等)⇒法令等の名称：<br>□2号(公益上特に必要)⇒審査会承認：　　年　　月　　日 | | | |
| | 上記以外の項目 | □氏名　□住所　□年齢・生年月日　□性別　□連絡先　□個人番号　□個人識別符号<br>□本籍･国籍　□家族情報　□学業・職業等　□収入・支出　□資産　□税情報<br>□公的扶助　■資料に記載された情報　□＿＿＿＿ | | | |
| 収集先 | | □本人　□実施機関内部（　　）<br>■他の実施機関（補助金等交付担当課）　□他の官公庁（　　）<br>■民間・私人　（監査対象法人（団体））□その他　（　　）<br>本人以外から収集している理由【第7条第3項】<br>■1号(法令等)⇒法令等の名称：　地方自治法<br>□2号(本人同意)　□3号(公の情報)　□4号(緊急かつやむを得ない)<br>□5号(所在不明等)　□6号(他の実施機関から)<br>□7号(公益上特に必要)⇒審査会承認：　　年　　月　　日 | | | |
| 経常的な目的外利用・提供先 | | □目的外利用有⇒利用する事務の名称：<br>主な利用項目（　　）<br>□目的外提供有⇒利用する事務の名称：<br>主な提供項目（　　）<br>（□他の実施機関（　　）□他の官公庁（　　）<br>□その他（　　））<br>目的外利用・提供の理由【第9条第1項】<br>□1号(法令等) ⇒法令等の名称：<br>□2号(本人同意)　□3号(公の情報)　□4号(緊急かつやむを得ない)<br>□5号(公益上特に必要)⇒審査会承認：　　年　　月　　日 | | | |
| 外部委託等 | | □外部委託（□クラウドコンピューティング）□複数の外部委託有<br>□指定管理者による管理⇒審査会承認　　年　　月　　日 | | | |
| 電子計算機結合 | | □有【第12条第1項】<br>□1号(法令等)⇒法令等の名称：<br>□2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認　　年　　月　　日 | | | |
| 個人情報の保存期間 | | 1年　3年　[5年]　10年　永年　常用　その他（　　） | | | |